

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 法律学科

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、法律学科において、「人材の養成に関する目的」を定めている。	A		
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。	・法学部、法律学科の目的(ディプロマポリシー): http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・法律学科の目的は、リーガルマインドを身につけ、自律性や協調性を有して世の中に貢献できる人材を輩出することであり、教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。 ＜教育基本法 第7条＞ 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 ＜学校教育法 第83条＞ 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	A		
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」、「大学の理念」 ・法学部、法律学科の目的	・法律学科の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。 建学の精神:「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」 東洋大学の教育理念:【自分の哲学を持つ】多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持つ人間を育成する。 【本質に迫って深く考える】先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考える人間を育成する。 【主体的に社会の課題に取り組む】社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築いていける人間を育成する。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	・『法学部 履修要覧』P.32・38 ・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載) ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/outline.html http://www.toyo.ac.jp/site/dlaw/ ・「卒業時アンケート結果」	・法律学科の目的は、これまで、各年度の履修要覧や自己点検・評価報告書内へ記載、ホームページ上での公開を基本としてきた。実績や資源からみた理念・目的の適切性は、たとえば哲学教育において、担当専任教員が中心となり建学の精神にも示された哲学教育を通じた人材育成科目を2012カリから1年次必修科目として配当し、取り組んでいる。2012年度カリキュラム対象学生ではないが、昨年度の卒業時アンケートでは、「4年間を通じて哲学的な思考を身につけることができましたか」、「大学の建学の精神を知り、その内容を理解できましたか」という設問に対し、法学部の平均点は全11学部中トップである。その他国際化に関しては、「語学教育において、外国語によるコミュニケーション能力を身につけることができましたか」という問に対しては、全学部中2番目。グローバル人材の育成に関しては、「論理的思考力、問題解決能力を身につけることができましたか」という設問に対しては、両者とも全学部トップのアンケート結果であり、適切なものである。	A		
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。	・法律学科のディプロマポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法律学科の目的は、中央教育審議会の答申の機能別分化論における、「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」を踏まえて、学部、各学科の個性・特色を打ち出し設定されている。 ＜我が国の高等教育の将来像(答申)＞ 高等教育機関のうち、大学は、全体として 1.世界的研究・教育拠点 2.高度専門職業人養成 3.幅広い職業人養成 4.総合的教養教育 5.特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究 6.地域の生涯学習機会の拠点 7.社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有する。	A		

2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『法学部 履修要覧』P.1・32・38 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/outline.html http://www.toyo.ac.jp/site/dlaw/	・法学部および法律学科の目的を、各年度の『履修要覧』へ記載、ホームページ上で公開し、学生および教職員に公表している。 ・学科の目的、教育目標は、ホームページに記載している。	A		
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	・「新入生アンケート結果」 ・「卒業生アンケート結果」(所属学部・学科の教育目標を理解し、達成できましたか)	・新入生、卒業生アンケートの結果を教授会資料として全教員に配付するとともに、執行部会、FD委員会で毎年現状分析を行っている。	A		
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html http://www.toyo.ac.jp/site/dlaw/	・法律学科の目的は、ホームページに記載している。また、大学で掲げている「グローバル人材の育成」に向けた3つの柱を法学部で実現するために様々な取り組みを行っており、それらについては、学部HP上に掲載し社会へ公表している。また、7月に学部パンフレットを作成し、オープンキャンパス等で周知する。	A		
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・「新入生アンケート結果」 ・「卒業生アンケート結果」 ・「法学部カリキュラム委員会議事録」	新入生に対してアンケートを実施し、検証を行っている。また、カリキュラム改訂の検討を約2年前から例年始めており、各学科の教育目的を改めて検討し、カリキュラム編成を行っている。	A		

(3)教員・教員組織

評価項目	評価の視点		判断基準および 判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学として求める教員 像および教員組織の編制 方針を明確に定めている か。	教員に求める能力・資質 等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確に しているか。	・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格 審査基準」	・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格 審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部の全専 任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制 と教育研究に係る責任の 所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連 携体制が取られているか。	・「法学部 カリキュラム検討委員会議事 録」 ・「法学部教授会議事録」 ・「法学部語学委員会議事録」 ・「法学部英語委員会議事録」 ・「就職対策委員会議事録」	・学部カリキュラム委員会が、教育課程に関わる業務全般、主に次年 度項目「時間割編成」「開講コース数策定」「語学等クラス分け」「ゼミ 選抜」等の検討、調整、確定を行い、連携・調整を図っている。また、 この他にも語学教育の検討をする語学委員会さらに英語委員会によ る語学教育の検討。また就職対策委員会内で学部インターンシッ プ、国際インターンシップの検討し、内容によっては教授会報告を 行っている。	A		
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編 制方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 制方針を明確にしているか。	専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構 想・将来構想委員会において明確な基準作りを検討しているが、学 部としては現在定まっていない。	C	執行部会が全体の方向性を示し て、人事構想委員会を中心に検 討する。	H25.12月まで
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、 契約制外国教員、任期制教員、非常勤講師 などに関する方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	・契約制外国教員の定数は2名と定めており、契約期間は1年と し、4年間を限度として継続雇用できるとしている。任期制の助教は4 年間を限度とする雇用であるが、定数はない。また、非常勤講師に ついては、契約期間は1年としている。個性、特色を発揮するための 方針については、全学方針などと併せ検討している。契約制外国 教員に関しては、異文化理解とコミュニケーション能力向上に対応す べく国際化対策を、助教に関しては、助教育成プログラムに従って、 英語で行う授業も担当しており、国際化・グローバル人材の育成等に 資することを目標としている。	B		

2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・平成25年度 教員組織(大学基礎データ表2) ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」	・5月1日現在、法律学科で2枠の未補充枠がある。	C	ただし、1枠の知的財産権法については、選考が進み7月教授会承認までは、終了している。	速やかにおこなう
		※19	学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。	・平成25年度 教員組織(大学基礎データ表2)	・法律学科では、25名の教員のうち11名が教授である。法律学科については、半数に至っていない。	C	業績・教歴等が教授となる要件を満たした者には昇進を勧めている。	速やかにおこなう
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・平成25年度 教員年齢構成表	学部として・～30歳:3.8%、・31～40歳:18.9%、・41～50歳:37.7%、・51～60歳:24.5%、・61歳～:15.1% 学部としての教員の年齢構成は、前述の通りである。41歳～50歳の年齢分布がやや多いが、募集段階から、大学院授業を担当できることが条件として採用している場合も多く、この年齢層が自ずと増加する。また、採用に当たっては、すべて公募とし応募者の教育・研究業績、面接、模擬授業を重視し、最適な人選をしている。	A		
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。	C	項目16で定められた方針にそって組織編成がなされているか検証する。人事構想・将来構想委員会を中心に検討する。	H25.12月まで
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。	A		
3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部の全専任教員に周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・「法学部教員資格審査委員会資料」綴 ・「法学部教授会議事録」	・教員の採用、昇格は、規程に従って厳格に行われている。	A		

4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』p.137-177. ・「法学部教授会議事録」 ・「法学部FD委員会議事録」 ・「法学部FD学習報告者レジメ」	・学部自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『法学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。資質向上のための施策としてFD学習会を定期的に開催している。 FD学習会:法学部では、FD活動の一環として、半期に数回程度FD学習会を開催(2012年6月5日:2名 TA/SA制度の概要とその活用例。2012年7月3日:2名 講義『憲法』のスタイル、英語の自主学習に役立つITツール。2012年11月6日:1名 全学授業アンケートについて。2013年3月13日:2名 東洋大学での1年を振り返って～東京の学生気質の雑感～、1年を振り返って～初年度における反省と課題～。2013年6月4日:2名 会話のフランス語、教養のフランス語—東洋大学法学部1・2年生のためのフランス語教育、これまでの講義の雑感と分析。2013年6月4日:2名 東洋大学法学部における中国語教育について、専門選択科目の授業に関する雑感および課題。報告者教員(毎回2名、できる限り教養科目と専門科目の教員の組み合わせ)がそれぞれの授業への取り組みについて報告し、参加者全員で討論。報告者、テーマについては各回ごとに様々。新任教員および昇格者を優先して報告。 新任者:すでに公募段階で教育への抱負に関する書類の提出を求めているが、実際に授業が始まってからの感想や授業の工夫等について報告。 昇格者:東洋大学でのこれまでの経験を踏まえ、今後どのような取り組みを計画しているかについて報告。 大学での教育活動においては、他の教員の取り組みを知る機会を決して多くないが、このFD学習会を通じて他の教員の取り組みを知ることにより自らの参考とすることができ、さらには討論を通じてこれまでの自己の取り組みについて他の教員からの意見を得ることができ、ことから、毎回活発な議論が行われている。	A		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・「法学部教授会議事録」 ・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 ・「法学部教員資格審査委員会規程」 ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・東洋大学研究者データベース ・「法学部教員カルテ」 ・「授業評価アンケート結果」 ・『学生生活ハンドブック』	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。		・法律学科において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めている。	A		
		※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法律学科においてディプロマ・ポリシーを定めている。	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・法律学科 教育目標： http://www.toyo.ac.jp/site/dlaw/ ・法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	法律学科の教育目標は、世の中で起きているさまざまな問題を素材に、法についての知識と理解を深め、リーガル・マインド(法的な観点からものを論理的に判断し対応できる能力)を培い、バランス感覚の優れた柔軟な思考で幅広い分野で活躍できる人材の養成を教育目標とします。法律学科のディプロマ・ポリシーは、公法、私法を幅広くカバーし、いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義になった解決が得る法的素養、すなわちリーガルマインドを身につけ、かつ、この豊かな法的素養を備えた社会人として自律性や協調性を大事にしながら世の中に貢献できる人材を輩出することです。リーガルマインドを身につけかつ、社会の一員として豊かな法的素養及び自律性・協調性を有し、世の中に貢献できる人材の養成という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。	A		
	修得すべき学習成果の明示	30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	・法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法律学科のディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。	A		

2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法律学科において、カリキュラム・ポリシーが定められている。	A		
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・法律学科 教育目標： http://www.toyo.ac.jp/site/dlaw/ ・法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法律学科において、カリキュラム・ポリシーは、法を学び、リーガルマインドを身につけた学生が、国際化社会において期待される役割を果たせることを目標にしています。すなわち、コミュニケーション能力を身につけ、対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、一方に偏らないバランス感覚を有すること、公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せること、です。こうした能力の開発・涵養のためにカリキュラム・ポリシーは、(1)コミュニケーション能力の重視、(2)基礎理論・原理の徹底、(3)法の相互関係の理解、(4)現実・実務に役立つ法運用、です。そして、実務法律家を目指す学生の需要にこたえるべく、公法・私法を幅広くカバーしながら、(1)導入教育による法学の基礎の徹底、(2)実体法と手続法の融合的な理解、(3)社会の実態に即した法適用、をカリキュラムにおいて展開していきます。「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	・法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	・法律学科において、専門科目72単位以上、必修、選択必修、選択科目の区別を明確にし、一般教養的科目28単位以上、そのうち語学10単位を卒業要件とし、リーガルマインド、国際化というカリキュラム・ポリシーに基づくものとなっている。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』P.32・38	・法律学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、履修要覧・ホームページで公開している。	A	学生には初年度のオリエンテーション及び哲学等の基礎科目において、周知する。また、毎年、第一回目の教授会において学部長が周知をおこなう慣習を確立する	
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法律学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。	A		
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・「法学部教授会議事録」 ・「法学部カリキュラム検討委員会議事録」	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、執行部会、カリキュラム検討委員会においてカリキュラム編成時に随時検証を行っている。	A		

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	必修科目・選択必修科目についてはすべて開講している。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	第1部法律学科においての学びは、「法的な視点で今を見つめ、社会を変える力を養う」ために社会生活の基本的なルールとして法制度を考えていくことから始まる。法制度を基礎から学び、応用するまでの学習を体系的に積み重ねていく中で、法的な視点から物事を論理的に判断できる能力「リーガル・マインド」が培われる。1年次は、法学へのイントロダクションとして「法学入門」、「法学基礎演習」。法律の基礎として「憲法」、「民法Ⅰ」、「刑法Ⅰ」を学び2年次以降ゼミを含めた発展的な科目を修得していく。	A		
	教養教育・専門教育の位置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。	・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	基盤教育(一般的教養科目)と専門科目とを教育課程表を別にし説明している。	A		
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	リーガルマインド、国際化といったカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。専門科目において、総則から各則、基礎科目から発展科目を履修させる学問体系に沿った課程である。	A		
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。	・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43 ・該当科目 シラバス 2013年度 (ToyoNet-G掲載) ・「インターンシップ」「情報社会と法」	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、共通教養科目(一般教養の科目)および外国語教育で対応し、「汎用的技能」については、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」については、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理観」については「情報社会と法」で対応している。	A		
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。	・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。	A		

「教育方法」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	・法律学科 教育目標: http://www.toyo.ac.jp/site/dlaw/ ・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	予習・復習の上聴講することで効果が期待できる専門基礎科目を講義に、議論・討論により理解が深まる科目として専門演習、法学演習、法学基礎演習を、実技としてスポーツ健康科学実技、を適切に設置している。	S		
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・『法学部 履修要覧』 P.49	2012年度入学生よりセメスタ制を導入し、1年次以上半期24単位、年間48単位の上限を設定している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	・ToyoNet-Ace利用のしおり ・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)	講義科目については、必修科目は受講者数約200名を基準に増コースの開講を検討する。更にこうした多人数クラスにおいては、パワーポイント、ToyoNet-Ace等のシステムを利用し、学生にはリアクション・ペーパーを記入させ、授業への参加の意識を高める工夫を行っている。学生の主体的参加を促すため演習科目については1年次から4年次まで履修可能としている。	A		
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	・法律学科 カリキュラム・ポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	国際社会においてコミュニケーション能力の育成のため、少人数での外国語教育を行っている。特に英語においては、習熟度別クラス編成を行い、英語の能力の向上を図っている。専門科目においては、法の基礎理論及びその実務的な応用力を修得するため、講義と演習を併用している。また、専門科目においても英語で行う授業を開講し、語学だけではなく国際化社会に対応できる人材の育成を目指している。	A		
2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)	全学統一フォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標、各回の授業内容が具体的に記載されている。	A		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	・2012年度秋学期 授業評価アンケート集計結果	学生に対する授業アンケート学部別結果によれば、シラバスに則した内容の授業が行われた(93.3%)。	A		

3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	シラバス 2013年度 (ToyoNet-G掲載)	シラバスに成績評価の方法・基準は明示されている。	A		
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・『法学部 履修要覧』 法律学科 教育課程表P.42・43	講義・演習科目は毎週1時間15週、外国語科目は毎週2時間15週、実技・実習は毎週3時間115週をもってそれぞれ1単位とし、大学設置基準に従い適切に設定されている。	A		
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・『白山キャンパス学年暦 2013』	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されている。	A		
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・編入学、転入学入学試験要項「既修得単位の取り扱いについて」 ・『法学部 履修要覧』	編入学・転入学に関わる単位の認定にあたっては、「学部単位認定の申し合わせ」に従い、カリキュラム委員会において原案を作成し、教授会にて審議して決定している。また、交換留学等で海外の大学において修得した単位については、学部内委員会にて内容を確認し、「長期留学プログラム」または「短期留学プログラム」で単位認定を行っている。	A		
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・「法学部FD委員会議事録」 ・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	FD委員会が年数回開催され、年数回のFD学習会ではさまざまな取り組みを担当教員に発表してもらい、それを参加者全員で討論し、授業改善に役立てている(3.教員・教育組織25参照)。	S		
		54	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	FD学習会は定期的に行われ、その内容をそれぞれの教員が取り入れ、学生アンケートの結果も踏まえうえて教員カルテを作成し、年次報告書に記載している。	A		

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』P.25～109授業アンケート結果、教員カルテ掲載。	授業評価アンケートを学期ごとに実施し、学生の学習効果を測定するとともに、その結果に対する改善方策を各教員が教員カルテ(「教員カルテ」の記載内容は、以下のとおりである。(1)教育方針・方式の提示(どのような方針に基づいて、どのような授業を行っているのか)を明確に示し、その際、担当の授業により学生にどのようなこと(知識・能力)を身につけて欲しいのかを明らかにする)、(2)当該年度の回顧(現状の分析把握)((1)で示した方針に基づいて行われた授業により、どのような成果が得られたのか、学生は授業をどのように受け止めたのか、ということアンケートで得られた結果を具体的な数値を示しながら自己分析・自己評価する)、(3)改善の方針((2)で示した分析結果を基に、翌年度(以降)はどのような授業を行うのかを、理念とともに具体的方法として提示する)、(4)学部全体への提言(その他、授業を改善するために、個人の取り組みだけでなく、法学部全体で取り組むことによって、より成果が上がると思われるものがある場合には、学部で共有すべき財産として提言する)。として作成し、年次報告書に掲載し、教職員に配付している。また、法学検定、TOEICなど学外での客観的な数値を教授会で報告している。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。	・「卒業時アンケート結果」 ・「大学の教育力に関するアンケート」	卒業時アンケートを実施している。 また、全学で2012年9月に特定非営利法人21世紀大学経営協会による「大学の教育力に関するアンケート」設問を用いて、東洋大学の教育力を把握、2006年調査との時系列変化、ベンチマーク対象大学群との比較分析を実施することで、今後のカリキュラムやFDなどの改善へとつなげる目的で、1999年3月～2010年3月までの12年間の卒業生を対象にアンケートを実施した。	A		
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・『法学部 履修要覧』法律学科 教育課程表P.42・43	履修要覧の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。	A		
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・法律学科 ディプロマ・ポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』卒業要件 P48	卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。	A		

(5)学生の受け入れ

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・法律学科 アドミッション・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法律学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A		
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・法律学科 アドミッション・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・法学部法律学科に入学してほしい人物像及び教育目標は以下の通りです。 まず、東洋大学の創立者である井上円了博士の「諸学の基礎は哲学にあり」とする建学の精神を理解してくれる学生であることです。より具体的には(1)多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持ち、(2)先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、(3)論理的・体系的に深く考え、(4)社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築くことを目指す人間であることです。 次に、法学部の教育目標は、建学の精神をベースにして「リーガルマインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を備え、かつ「グローバル化する世界に対応し実践的な語学能力を兼ね備えた人材の育成」です。この目標の達成に向けて基礎的な学習能力を備え、かつ意欲の旺盛で積極的な学生であることです。 法律学科においては、憲法、民法、刑法等のいわゆる六法とよばれる科目及びそれらに関連する科目と外国語の学習意欲に優れ、社会における様々な問題や事象に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義になった解決をなし得る熱意及び適性を有し、多様な外国語のスキルに基づきグローバル化する世界で活躍してみたいと思う学生です。法律学科のアドミッション・ポリシーは、学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html	・各学科のアドミッション・ポリシーは、全学のホームページにおいて公開している。	A		

2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・各入試方式とも、募集人員、選考方法を、『入試システムガイド 2013』、『入試NAVI 2014(5/22完成)』、『受験生配布法学部パンフレット(7月完成)』、『大学受験イベント』にて受験生に明示している。 ・オープンキャンパスでの個別相談会で法学部教員が対応している。	A		
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』 ・大学HP: http://www.toyo.ac.jp/law/policy.j.html	・一般入試では、「センター試験」、「東洋大学出題」で「高校までの基礎学力を身に付けた者をマークシート方式による試験で選抜」しており、推薦入試では、「本学科を第1志望として入学を志す者を対象に」という方針に則り、「書類選考、面接、小論文」を受験科目としている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	64	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・「全学入試委員会規程」 ・「法学部 教授会規程」 ・「法学部 入試委員会議事録」 ・「法学部教授会議事録」	・全学入試委員会、学部教授会、学部入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。 ・学部の各種入試実施体制については教授会審議事項としている。	A		
		※ 65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・2013年度入試種別募集人員・受入予定数・実績 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・各学科の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。 ・学部執行部会で2倍とならないように策定を行っている。	A		
		66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・法律学科 アドミッション・ポリシー ・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・入試方式や募集人員、選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		

3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科	・2013年度入試種別募集人員・受入予定数・実績	・法律学科:H25-1.18、H24-1.19、H23-1.20、H22-1.20、H21-1.18(平均1.19)。	A		
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科	・法学部・法律学科の学生定員および在籍学生数	・法律学科:1.2	A		
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。	・法学部・法律学科の学生定員および在籍学生数	・編入学定員は定めていない。編入学入試は、欠員補充を目的に、若干名として行っており、0～2名までと、少数の学生の受け入れに止めている。 ・法律学科:H25-0人、H24-1人、H23-0人、H22-1人(2年)・2人(3年)、H21-1人(2年)	A		
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・「法学部 入試委員会議事録」 ・「教授会議事録」	・学部入試委員会において、毎年度、前年度の入学者数策定の分析を行い、教授会に報告している。	A		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・「法学部入試委員会 議事録」 ・「法学部新入生アンケート結果」 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部パンフレット』	・アドミッション・ポリシーの適切性について、法学部入試委員会において、定期的な検証・検討を行っている。	A		
		72	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・「全学 入試委員会議事録」 ・「法学部 入試委員会議事録」	・全学入試委員会および法学部入試委員会において、毎年度、各入試方式の募集定員、選抜方法の検証・検討を行っている。 ・法学部では、例年、外部の受験分析の専門家によるアドバイスを得ている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2013年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	S		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・「ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン校心理学・言語科学部ロンドン大学と法学部主催短期留学プログラムの協定締結」 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・「シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)」	・基盤教育(一般教養的科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。 ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B(次年度開講)、を開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。 ・法学部では、授業とは異なるアプローチで、英語を使えるようになる場として、Friday English Lunchを実施している。シラバスに基づいて教員が主導する正課授業に加え、学生がより自発的にネイティヴスピーカーとコミュニケーションできる正課外の機会を設け、学生の主体的な学習への取組を促し、英語教育の実効性を高める。昼食を取りながら交換留学生とコミュニケーションを図るとともに、交換留学生による週に1度の英語によるブログを配信している。 ・H25年度より国際インターンシップを試行実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定を予定している。	S		
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載) ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥特殊講義ⅠA(法学検定対策)⑦特殊講義ⅠB(就職対策)⑧特殊講義ⅠD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際の活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	S		

2) 学部FD活動	これからの目指すべき社会像と求められる能力の養成および求められる学士課程教育の質的転換	100	答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の養成と法学部生としての質的転換	・H24年度 学生:授業アンケート(学部オプション設問の集計結果 六法関係) ・H24年度 教員:貸与六法による試験実施状況アンケート	・法学部では、専門科目の試験時に学生各自の六法ではなく大学から六法を貸与し、試験実施をしている。これは、法学部の第1教育目標である、建学の精神をベースにして「リーガルマインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を身につけるという目標を達成するためである。社会人として活動するためには、その所属する組織、団体、社会、国家のルールに従って考え、行動する必要があるが、それらのルールの全てをあらかじめ覚えておくことは不可能である。したがって、与えられたルールを理解し、自分なりに解釈する必要がある。法学部はそのための基礎能力を養うことが求められている。常日頃から六法を携帯し、該当する条文にいかにか近づくことができるかのトレーニングを欠かすことは出来ない。学生は、自分自身の六法に授業時には、その読み方・意味・用語法を書き込むことによって、自分なりのガイドブックとして完成させることが必要となるが、作製したガイドブックに頼るだけでは新しい事象に対応する能力を身につけることができない。目の前にあるまっさらな貸与六法から必要とされるルール(法律の条文)を見つけ出し、授業で習得した基礎知識を前提として、そのルールの解釈を行い、問題となる事象に活用し、結論を導き出す能力を身につけることが要求されることを理解できるようになる。	S		
3) 学部FD活動	平等な試験実施	101	学部において平等な試験実施が行われているか。	・「H24年度 学生:授業アンケート」(学部オプション設問の集計結果 六法関係) ・「H25年度 教員:貸与六法による試験実施状況アンケート」	・法学部で、貸与六法を導入したことに対する効果として、もう1つの側面がある。本学では現在、不正行為が非常に厳しくなり、不正行為と判断された場合、当該学期の試験期間において実施された全ての試験科目の単位を認定しないことになっている。不正行為として必ず問題になるのは、六法への書き込みである。以前の不正行為処分者にも、六法への書き込み記述が不正行為に当たるかどうか判断をしたケースもあった。不正行為として挙げられた対象者は少ないが、予備軍は多いと思われる。成績の厳格な評価と適正で平等な試験実施をする上で、学部として必要不可欠なものであり、法学部で試験時の六法を備え、貸出しをすることが適切であると判断し、貸与六法による試験を実施している。	S		
4) 学部FD活動	厳格な成績評価	102	学部において教員の成績評価は厳格に行われているか。	・「法学部成績調査票」または「法学部成績調査回答一覧」	・法学部では、H23年秋学期から、全学で実施している「※」評価以外の全成績(法学部開講主体科目に限る)について、成績調査対象とした。実施にあたっては、FD委員会で実施方法を検討し、従前のように学生と教員が直接交渉が出来ないシステムを作った。異議申し立てについては、全て文書(H24秋からシステム上)によるものとした。調査依頼のあった教員は、卒業のかかっている4年生からの依頼にはすぐ回答できるよう研究室等で待機し、速やかに回答をした。ほとんどの調査が評価変更することではなく、学生に対してなぜその評価になっているかが、明確にわかるような説明文書や資料の提出があり、回答を確認し、学生達も更なる異議申し立てができない状況となった。このシステムにより、教員は厳格な成績評価の実施ができるようになった。	S		
5) 学生精神衛生問題	学生のメンタルケア	103	大学生活において、メンタルサポートを学部で実施しているか。	・新入生歓迎行事 法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/19179.html ・「法学部UPIテスト」 ・「法学部単位僅少者面接調査票」	・法学部では、新入生の大学での友達づくりの一助となるよう球技大会を実施している。約750名新入生が法学基礎演習のゼミごとにチームに分かれ、法学部長杯をかけてソフトバレーボールを行う。この行事を通じて友達を作りが出来るとも学生が健全で充実したキャンパスライフを送れるようきかけづくりをしている。 ・新入生に対しUPIテストの実施。生活環境も大きく変わり非常にストレスが多い時期であることから、法学部ではこのテストを実施し、この結果をもとに本人、保証人、大学の三者で情報を共有し、問題が生じた場合、解決策を検討する体制をとっている。 ・法学部では、春・秋の年2回単位僅少者面接を実施している。これらの学生に対して、教員が個別面談をする。学習についていけない場合や大学生活における問題点を本人から直接聞くことで、適切なアドバイスを4年間での卒業を促す。また、ここにおいてもメンタル面で問題を抱え、大学に不登校になっている学生などを発見することが出来る。教員だけではサポート出来ないため、学生相談室の利用等をすすめる適切な対応を講じるよう取り組んでいる。	S		

大学からの保証人への情報発信	学費支弁者である保証人への情報提供	104	保証人に大学の情報を十分伝えられているか。	・「14メール」発信情報	・本学では、学費支弁者である保証人に対し、年に2回学生の成績表を送付している。これによる保護者からの相談に電話で対応することや父母会としての雨水懇談会を全国規模で実施し、直接保証人の方々に大学の現状説明、個別面談をすることで学生の学業状況等を説明している。 ・法学部では昨年度より保護者向け「14(トロー)メール」を配信し、大学または学部からの様々な情報を保証人の方々に提供している。学生に対しては、学内システムを使い情報発信が出来るが、学生だけではなく保証人の方々にも必要な情報を発信することで、大学の様子や学部の取り組みを知っていただくとともに学生サポートをしていただく目的もある。また、一人暮らしの学生の大学での様子などもこのメルマガを通じて、知っていただくことが可能となる。	S		
	様々な学部行事	105	学部で実施している様々な行事が、学士課程教育の構築の学位授与方針に沿っているか	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 ・学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・『法学部 履修要覧』P.15-17	・法学部では各種行事を実施している①無料法律相談:社会一般の要請にこたえ、日ごろの研究を活かし、身近に起こる法律相談をする。相談には、教員が当たっているが、学生はそれを補佐する。具体的な日常の法律問題をとおし、生きた法律知識を身につけることが出来る。②法学部長杯争奪法律討論会:全法学部生が同一のテーマで研究発表をし、意見を交換することによってリーガルマインドを培うことを趣旨とする。討論会では、立論者の発表内容に対し学生が自由に質問する。討論終了後、立論、質問の部に分け表彰が行われる。③ゼミ発表会:法学部では、少人数での教育を重視している。ゼミ教育にも力を入れており日頃のゼミ活動の研究成果を下級生にわかりやすくプレゼンするのを競い合う。④模擬裁判:学生によって再現される法廷劇である。簡略化する部分はあるものの、手続き等は実際の裁判とほぼ同様のものを再現している。この模擬裁判は、日ごろ裁判に接する機会の少ない一般の方々に、日本の司法制度を少しでも理解してもらうことを趣旨に大学祭期間に実施している。①～④は、通常の授業だけでは学ぶことのできない貴重な体験を伴うものである。問題解決能力、コミュニケーション能力、チームワーク、社会貢献の他、総合的な学習経験と創造的思考力も養われるものと考えられる。	S		

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 企業法学科

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、企業法学科において、「人材の養成に関する目的」を定めている。	A		
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。	・法学部、企業法学科の目的(ディプロマポリシー): http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科の目的は、リーガルマインドを身につけ、自律性や協調性を有して世の中に貢献できる人材を輩出することであり、教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。 ＜教育基本法 第7条＞ 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 ＜学校教育法 第83条＞ 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	A		
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」、「大学の理念」 ・法学部、企業法学科の目的	・企業法学科の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。 建学の精神:「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」 東洋大学の教育理念:【自分の哲学を持つ】多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持つ人間を育成する。 【本質に迫って深く考える】先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考える人間を育成する。 【主体的に社会の課題に取り組む】社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築いていける人間を育成する。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	・『法学部 履修要覧』P.34・39 ・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載) ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/outline.html http://www.toyo.ac.jp/site/dlaw/ ・「卒業時アンケート結果」	・企業法学科の目的は、これまで、各年度の『履修要覧』へ記載、ホームページ上での公開を基本としてきた。 実績や資源からみた理念・目的の適切性は、たとえば哲学教育において、担当専任教員が中心となり建学の精神にも示された哲学教育を通じた人材育成科目を2012年から1年次必修科目として配当し、取り組んでいる。2012年度カリキュラム対象学生ではないが、昨年度の卒業時アンケートでは、「(25)4年間を通じて、“哲学的な思考”を身につけることができましたか。」という設問に対し、2012年度:全学2.69、法学部2.80。「(23)大学の建学の精神を知り、その内容を理解できましたか。」という設問に対し、2012年度:全学2.82、法学部2.95。法学部の平均点は全11学部中トップである。その他国際化に関しては、「(7)語学教育において、外国語によるコミュニケーション能力を身につけることができましたか。」という設問に対し、2012年度:全学2.76、法学部2.91。全学部中2番目。グローバル人材の育成に関しては、「(25)4年間を通じて、“論理的思考力”を身につけることができましたか。」という設問に対しては、2012年度:全学2.99、法学部3.15。「(25)4年間を通じて、“問題解決力”を身につけることができましたか。」、2012年度:全学3.05、法学部3.12両者とも全学部トップのアンケート結果であり、適切なものである。	A		
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。	・法学部、企業法学科の目的、ディプロマポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科の目的は、中央教育審議会の答申の機能別分化論における、「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」を踏まえて、学部、各学科の個性・特色を打ち出し設定されている。 ＜我が国の高等教育の将来像(答申)＞ 高等教育機関のうち、大学は、全体として 1.世界的研究・教育拠点 2.高度専門職業人養成 3.幅広い職業人養成 4.総合的教養教育 5.特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究 6.地域の生涯学習機会の拠点 7.社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)等の各種の機能を併有する。	A		

2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	『法学部 履修要覧』 p.1、34・39 - 法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	- 企業法学科の目的を、各年度の『履修要覧』へ記載、ホームページ上で公開し、学生および教職員に公表している。 - 学部、学科の目的、教育目標は、ホームページに記載している。	A		
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	「新入生アンケート結果」 「卒業生アンケート結果」(所属学部・学科の教育目標を理解し、達成できましたか)	新入生、卒業生アンケートの結果を教授会資料として全教員に配付するとともに、執行部会、FD委員会で毎年現状分析を行っている。	A		
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html http://www.toyo.ac.jp/site/dbsl/	企業法学科の目的は、ホームページに記載している。また、大学で掲げている「グローバル人材の育成」に向けた3つの柱を法学部で実現するために様々な取り組みを行っており、それらについては、学部HP上に掲載し社会へ公表している。また、7月に学部パンフレットを作成し、オープンキャンパス等で周知する。	A		
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	「新入生アンケート結果」 「卒業生アンケート結果」 「法学部カリキュラム委員会議事録」	新入生に対してアンケートを実施し、検証を行っている。また、カリキュラム改訂の検討を約2年前から例年始めており、各学科の教育目的を改めて検討し、カリキュラム編成を行っている。	A		

(3)教員・教員組織

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部の全専任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・「法学部 カリキュラム検討委員会議事録」 ・「法学部教授会議事録」 ・「法学部語学委員会議事録」 ・「法学部英語委員会議事録」 ・「就職対策委員会議事録」	・学部カリキュラム委員会が、教育課程に関わる業務全般、主に次年度項目「時間割編成方針」「開講コース数策定」「語学等クラス分け」「ゼミ選抜」等の検討、調整、確定を行い、連携・調整を図っている。また、この他にも「各語学教育目標」の検討をする語学委員会さらに英語委員会による「英語教育目標」の検討。また就職対策委員会内でインターンシップ（「学部インターンシップ」、「国際インターンシップ」）の検討をし、内容によっては教授会報告を行っている。	A		
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において明確な基準作りを検討しているが、学部としては現在定まっていない。	C	執行部会が全体の方向性を示して、人事構想委員会を中心に検討する。	H25.12月まで
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人数員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	・契約制外国人数員の定数は2名と定めており、契約期間は1年とし、4年を限度として継続雇用できるとしている。任期制の助教は4年を限度とする雇用であるが、定数はない。また、非常勤講師については、契約期間は1年としている。個性、特色を発揮するための方針については、全学方針などと併せ検討している。契約制外国人数員に関しては、異文化理解とコミュニケーション能力向上に対応すべく国際化対策を、助教に関しては、助教養成プログラムに従って、英語で行う授業も担当しており、国際化・グローバル人材の育成等に資することを目標としている。	B		
2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数（教員補充枠）を充足しているか。	・平成25年度 教員組織（大学基礎データ表2） ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」	・企業法学科では充足している。	A		
		※19	学部、各学科において、専任教員数（助教除く）の半数は教授となっているか。	・平成25年度 教員組織（大学基礎データ表2）	・企業法学科では28名の教員のうち16名が教授である。	A		
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・平成25年度 教員年齢構成表	学部として・～30歳:3.8%、・31～40歳:18.9%、・41～50歳:37.7%、・51～60歳:24.5%、・61歳～:15.1% 学部としての教員の年齢構成は、前述の通りである。41歳～50歳の年齢分布がやや多いが、募集段階から、大学院授業を担当できることが条件として採用している場合も多く、この年齢層が自ずと増加する。また、採用に当たっては、すべて公募とし応募者の教育・研究業績、面接、模擬授業を重視し、最適な人選をしている。	A		
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。	C	項目16で定められた方針にそって組織編成がなされているか検証する。人事構想・将来構想委員会を中心に検討する。	H25.12月まで
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。	A		

3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部の特任教員に周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・「法学部教員資格審査委員会資料」綴 ・「法学部教授会議事録」	・教員の採用、昇格は、規程に従って厳格に行われている。	A		
4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』p.137-177。 ・「法学部教授会議事録」 ・「法学部FD委員会議事録」 ・「法学部FD学習報告者レジメ」	・学部の自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『法学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。資質向上のための施策としてFD学習会を定期的に開催している。 FD学習会:法学部では、FD活動の一環として、半期に数回程度FD学習会を開催(2012年6月5日:2名 TA/SA制度の概要とその活用例。2012年7月3日:2名 講義『憲法』のスタイル、英語の自主学習に役立つITツール。2012年11月6日:1名 全学授業アンケートについて。2013年3月13日:2名 東洋大学での1年を振り返って～東京の学生気質の雑感～、1年を振り返って～初年度における反省と課題～。2013年6月4日:2名 会話のフランス語、教養のフランス語—東洋大学法学部1・2年生のためのフランス語教育、これまでの講義の雑感と分析。2013年6月4日:2名 東洋大学法学部における中国語教育について、専門選択科目の授業に関する雑感および課題。報告者教員(毎回2名、できる限り教養科目と専門科目の教員の組み合わせ)がそれぞれの授業への取り組みについて報告し、参加者全員で討論。報告者、テーマについては毎回ごとに様々。新任教員および昇格者を優先して報告。 新任者:すでに公募段階で教育への抱負に関する書類の提出を求めているが、実際に授業が始まってからの感想や授業の工夫等について報告。 昇格者:東洋大学でのこれまでの経験を踏まえ、今後どのような取り組みを計画しているかについて報告。 大学での教育活動においては、他の教員の取り組みを知る機会を決して多くないが、このFD学習会を通じて他の教員の取り組みを知ることにより自らの参考とすることができ、さらには討論を通じてこれまでの自己の取り組みについて他の教員からの意見を得ることができ、毎回活発な議論が行われている。	A		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・「法学部教授会議事録」 ・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 ・「法学部教員資格審査委員会規程」 ・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・東洋大学研究者データベース ・「法学部教員カルテ」 ・「授業評価アンケート結果」 ・『学生生活ハンドブック』	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。		・企業法学科において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めている。	A		
		※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・企業法学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科においてディプロマ・ポリシーを定めている。	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・企業法学科 教育目標： http://www.toyo.ac.jp/site/dbsl/ ・企業法学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	企業法学科の教育目標は、企業社会で必要となるリーガル・マインドを養うとともに、企業人としての活動およびビジネスを起業する際に必須の法知識や企業経営の実践の場で必要となるマネジメント能力を身につけた人材の養成を教育目標とします。企業法学科のディプロマ・ポリシーは、民法、商法を基礎とする私法を中心にして、いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を修得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかんたった解決ができれば法的素養、すなわちリーガルマインドを身につけ、かつ、社会の一員としてコンプライアンスを順守し国際社会で活動できる自律性や協調性を有して、世の中に貢献できる人材を輩出することです。リーガル・マインドを養うとともに、企業人としての活動およびビジネスを起業する際に必須の法知識や企業経営の実践の場で必要となるマネジメント能力を身につけた人材の養成という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。	A		
	修得すべき学習成果の明示	30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	・企業法学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科のディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。	A		

2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・企業法学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科において、カリキュラム・ポリシーが定められている。	A		
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・企業法学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・企業法学科 教育目標： http://www.toyo.ac.jp/site/dbsl/ ・企業法学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科において、カリキュラム・ポリシーは、法を学び、リーガルマインドを身につけた学生が、国際化社会において期待される役割を果たせることを目標にしています。すなわち、コミュニケーション能力を身につけ、対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、一方に偏らないバランス感覚を有すること、公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せること、です。こうした能力の開発・涵養のためにカリキュラム・ポリシーは、(1)コミュニケーション能力の重視、(2)基礎理論・原理の徹底、(3)法の相互関係の理解、(4)現実・実務に役立つ法運用、です。そして、企業活動に深く関連する法を組み込みながら、(1)導入教育による法学の基礎の徹底、(2)実体法と手続法の融合的な理解、(3)社会の実態に即した法適用をカリキュラムにおいて展開していきます。「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	・企業法学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表P.44・45	・企業法学科において、専門科目72単位以上、必修、選択必修、選択科目の区別を明確にし、一般教養的科目28単位以上、そのうち語学10単位を卒業要件とし、リーガルマインド、国際化というカリキュラム・ポリシーに基づくものとなっている。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』P.34・39	・企業法学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、履修要覧・ホームページで公開している。	A		
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。	A		
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・「法学部教授会議事録」 ・「法学部カリキュラム検討委員会会議事録」	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、執行部会、カリキュラム検討委員会においてカリキュラム編成時に随時検証を行っている。	A		

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	必修科目・選択必修科目についてはすべて開講している。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	企業法学科における学びは、「企業を牽引するリーダーの創出を目指して」企業をめぐる法的な諸問題について、適切にものごとの要点を捉え、迅速に対応できる人材の育成を目指している。1年次は、法学へのイントロダクションとして「法学入門」「法学基礎演習」、法律の基礎として「憲法」、「民法Ⅰ」に加え、選択必修科目で、企業で必要とされる「経済原論」、「簿記」、「会計学」、「情報化社会と法」なども学ぶことが可能なカリキュラム編成をしている。2年次以降は、ゼミの他、必修科目の「会社法」をはじめ選択必修科目として「雇用関係法」「社会保障法」、「情報リテラシー」など企業法学科の目指す人材輩出のためのカリキュラムを編成している。	A		
	教養教育・専門教育の位置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。	・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	基盤教育(一般の教養科目)と専門科目とを教育課程表を別にし説明している。	A		
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・企業法学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	リーガルマインド、国際化といったカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。専門科目において、総則から各別、基礎科目から発展科目を履修させる学問体系に沿った課程である。	A		
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。	・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45 ・該当科目 シラバス 2013年度 (ToyoNet-G掲載)「インターンシップ」「情報化社会と法」	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、共通教養科目(一般教養の科目)および外国語教育で対応し、「汎用的技能」については、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」については、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理観」については「情報化社会と法」で対応している。	A		
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。	・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせている。高大連携については、入学前事前指導を実施している。	A		

「教育方法」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	・企業法学科 教育目標： http://www.toyo.ac.jp/site/dbsl/ ・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	予習・復習の上聴講することで効果が期待できる専門基礎科目を講義に、議論・討論により理解が深まる科目として専門演習、法学演習、法学基礎演習を、実技としてスポーツ健康科学実技、を適切に設置している。	S		
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	2012年度入学生よりセメスタ制を導入し、1年次以上半期24単位、年間48単位の上限を設定している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	・ToyoNet-Ace利用のしおり ・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)	講義科目については、必修科目は受講者数約200名を基準に増コースの開講を検討する。更にこうした多人数クラスにおいては、パワーポイント、ToyoNet-Ace等のシステムを利用し、学生にはリアクション・ペーパーを記入させ、授業への参加の意識を高める工夫を行っている。学生の主体的参加を促すため演習科目については1年次から4年次まで履修可能としている。	A		
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	・企業法学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	国際社会においてコミュニケーション能力の育成のため、少人数での外国語教育を行っている、特に英語においては、習熟度別クラス編成を行い、英語の能力の向上を図っている。専門科目においては、法の基礎理論及びその実務的な応用力を修得するため、講義と演習を併用している。また、専門科目においても英語で行う授業を開講し、語学だけではなく国際化社会に対応できる人材の育成を目指している。	A		
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)	全学統一フォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標、各回の授業内容が具体的に記載されている。	A		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	・「2012年度秋学期 授業評価アンケート集計結果」	学生に対する授業アンケート学部別結果によれば、シラバスに則した内容の授業が行われた(93.3%)。	A		

3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	シラバス 2013年度 (ToyoNet-G掲載)	シラバスに成績評価の方法・基準は明示されている。	A		
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	講義・演習科目は毎週1時間15分、外国語科目は毎週2時間15分、実技・実習は毎週3時間15分をもってそれぞれ1単位とし、大学設置基準に従い適切に設定されている。	A		
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・『白山キャンパス学年暦 2013』	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されている。	A		
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・編入学、転入学入学試験要項「既修得単位の取り扱いについて」 ・『法学部 履修要覧』企業法学科 教育課程表 P44・45	編入学・転入学に関わる単位の認定にあたっては、「学部単位認定の申し合わせ」に従い、カリキュラム委員会において原案を作成し、教授会にて審議して決定している。また、交換留学等で海外の大学において修得した単位については、学部内委員会にて内容を確認し、「長期留学プログラム」または「短期留学プログラム」で単位認定を行っている。	A		
4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・「法学部FD委員会議事録」 ・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	FD委員会が年数回開催され、年数回のFD学習会ではさまざまな取り組みを担当教員に発表してもらい、それを参加者全員で討論し、授業改善に役立てている(3.教員・教育組織25参照)。	S		
		54	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	FD学習会は定期的に行われ、その内容をそれぞれの教員が取り入れ、学生アンケートの結果も踏まえうえて教員カルテを作成し、年次報告書に記載している。	A		

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 P.25～109授業アンケート結果、教員カルテ掲載。	授業評価アンケートを学期ごとに実施し、学生の学習効果を測定するとともに、その結果に対する改善方策を各教員が教員カルテ（「教員カルテ」の記載内容は、以下のとおりである。（1）教育方針・方式の提示（どのような方針に基づいて、どのような授業を行っているのかを明確に示し、その際、担当の授業により学生にどのようなこと（知識・能力）を身につけて欲しいのかを明らかにする）、（2）当該年度の回顧（現状の分析把握）（（1）で示した方針に基づいて行われた授業により、どのような成果が得られたのか、学生は授業をどのように受け止めたのか、ということアンケートで得られた結果を具体的な数値を示しながら自己分析・自己評価する）、（3）改善の方針（（2）で示した分析結果を基に、翌年度（以降）はどのような授業を行うのかを、理念とともに具体的方法として提示する）、（4）学部全体への提言（その他、授業を改善するために、個人の取り組みだけでなく、法学部全体で取り組むことによって、より成果が上がると思われるものがある場合には、学部で共有すべき財産として提言する）。として作成し、年次報告書に掲載し、教職員に配付している。また、法学検定、TOEICなど学外での客観的な数値を教授会で報告している。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。	・「卒業時アンケート結果」 ・「大学の教育力に関するアンケート」	卒業時アンケートを実施している。 また、全学で2012年9月に特定非営利法人21世紀大学経営協会による「大学の教育力に関するアンケート」設問を用いて、東洋大学の教育力を把握、2006年調査との時系列変化、ベンチマーク対象大学群との比較分析を実施することで、今後のカリキュラムやFDなどの改善へとつなげる目的で、1999年3月～2010年3月までの12年間の卒業生を対象にアンケートを実施した。	A		
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態になっているか。	・『法学部 履修要覧』 企業法学科 教育課程表 P44・45	履修要覧の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。	A		
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・企業法学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』卒業要件 P48	卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。	A		

(5)学生の受け入れ

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・企業法学科 アドミッション・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A		
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・企業法学科 アドミッション・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・企業法学科のアドミッション・ポリシーは、法学部企業法学科に入学してほしい学生に対して求める人物像及び教育目標は以下の通りです。 まず、東洋大学の創立者である井上円了博士の「諸学の基礎は哲学にあり」とする建学の精神を理解してくれる学生であることです。より具体的には(1)多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持ち、(2)先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考え、(3)社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築くことを目指す人間であることです。 次に、法学部の教育目標は、建学の精神をベースにして「リーガルマインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を備え、かつ「グローバル化する世界に対応し実践的な語学能力を兼ね備えた人材の育成」です。この目標の達成に向けて基礎的な学習能力を備え、かつ意欲の旺盛で積極的な学生であることです。 企業法学科においては、民法、商法等の私法を中心にして、いわゆる六法及びそれらに関連する科目と外国語の学習意欲に優れ、企業における活動を中心とした、社会の様々な問題や事象に対して自ら解決をなし得る熱意及び適性を有し、多様な外国語のスキルに基づきグローバル化する世界で活躍してみたいと思う学生の入学を希望しています。学部、各学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/law/policy_j.html	・各学科のアドミッション・ポリシーは、全学のホームページにおいて公開している。	A		

2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・各入試方式とも、募集人員、選考方法を、『入試システムガイド 2013』、『入試NAVI 2014(5/22完成)』、『受験生配布法学部パンフレット(7月完成)』、『大学受験イベント』にて受験生に明示している。 ・オープンキャンパスでの個別相談会で法学部教員が対応している。	A		
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』 ・大学HP: http://www.toyo.ac.jp/law/policy.j.html	・一般入試では、「センター試験」、「東洋大学出題」で「高校までの基礎学力を身に付けた者をマークシート方式による試験で選抜」しており、推薦入試では、「本学科を第1志望として入学を志す者を対象に」という方針に則り、「書類選考、面接、小論文」を受験科目としている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	64	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・「全学入試委員会規程」 ・「法学部 教授会規程」 ・「法学部 入試委員会議事録」 ・「法学部教授会議事録」	・全学入試委員会、学部教授会、学部入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。 ・学部の各種入試実施体制については教授会審議事項としている。	A		
		※ 65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・2013年度入試種別募集人員・受入予定数・実績 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・各学科の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。 ・学部執行部会で2倍とならないように策定を行っている。	A		
		66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・企業法学科 アドミッション・ポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・入試方式や募集人員、選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		

3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科	・2013年度入試種別募集人員・受入予定数・実績	・企業法学科:H25-1.18、H24-1.2、H23-1.2、H22-1.15、H21-1.25(平均1.20)。	A		
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科	・法学部・企業法学科の学生定員および在籍学生数	・企業法学科:1.21	A		
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。	・法学部・企業法学科の学生定員および在籍学生数	・編入学定員は定めていない。編入学入試は、欠員補充を目的に、若干名として行っており、0～2名までと、少数の学生の受け入れに止めている。 ・企業法学科::H25-0人、H24-0人、H23-0人、H22-1人(2年)・1人(3年)、H21-0人	A		
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・「法学部 入試委員会議事録」 ・「法学部 教授会議事録」	・学部入試委員会において、毎年度、前年度の入学者数策定の分析を行い、教授会に報告している。	A		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・「法学部入試委員会 議事録」 ・「法学部新入生アンケート結果」 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部パンフレット』	・アドミッション・ポリシーの適切性について、法学部入試委員会において、定期的な検証・検討を行っている。	A		
		72	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・「全学 入試委員会議事録」 ・「法学部 入試委員会議事録」	・全学入試委員会および法学部入試委員会において、毎年度、各入試方式の募集定員、選抜方法の検証・検討を行っている。 ・法学部では、例年、外部の受験分析の専門家によるアドバイスを得ている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2013年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	S		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・「ロンドン大学ユニヴァーシティ・コレッジ・ロンドン校心理学・言語科学部ロンドン大学と法学部主催短期留学プログラムの協定締結」 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・「シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)」	・基盤教育(一般教養的科目)では英語及び選択外国語科目で構成する文化間コミュニケーション科目10単位を卒業要件としている。英語の必修科目については習熟度及び個々の目的(留学、資格取得等の希望)に応じたクラス編成を行い、また、全学生に英語母語教員の授業を履修させて、高校までに習得した知識を発展的に伸ばすことを目指している。選択科目としてビジネス・イングリッシュを開講し、また、2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、英語以外にも初習外国語も履修させることで多文化的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。 ・専門科目においても英語で行う授業を開講し、国際的な場面でも専門的知識をいかして活躍できる能力の開発にも注力している。現行カリキュラムではInternational Law A/B, Fundamental Concepts of International Politics A/B, Fundamental Concepts of Peace Studies A/B, International Relations A/B(次年度開講)、を開講し、学部のポリシーであるグローバル化に対応できる人材の育成を目指している。 ・法学部では、授業とは異なるアプローチで、英語を使えるようになる場として、Friday English Lunchを実施している。シラバスに基づいて教員が主導する正課授業に加え、学生がより自発的にネイティブスピーカーとコミュニケーションできる正課外の機会を設け、学生の主体的な学習への取組を促し、英語教育の実効性を高める。昼食を取りながら交換留学生とコミュニケーションを図るとともに、交換留学生による週に1度の英語によるブログを配信している。 ・H25年度より国際インターンシップを試行実施。国際連合訓練調査研究所広島事務所において、外国人スタッフの研修プログラムの準備や助手、通訳等を実習内容とする。H26年度より、学部科目「インターンシップ」で、単位認定を予定している。	S		
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載) ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目に①キャリアプランニング②インターンシップ③公務員基礎法④公共政策と法(公務員対策)⑤総合憲法(公務員対策)⑥特殊講義ⅠA(法学検定対策)⑦特殊講義ⅠB(就職対策)⑧特殊講義ⅠD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、キャリアプランニング、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際の活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	S		

2)学部FD活動	これからの目指すべき社会像と求められる能力の養成および求められる学士課程教育の質的転換	100	答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の養成と法学部生としての質的転換	・「H24年度 学生:授業アンケート」(学部オプション設問の集計結果 六法関係) ・「H24年度 教員:貸与六法による試験実施状況アンケート」	・法学部では、専門科目の試験時に学生各自の六法ではなく大学から六法を貸与し、試験実施をしている。これは、法学部の第1教育目標である、建学の精神をベースにして「リーガルマインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を身につけるという目標を達成するためである。社会人として活動するためには、その所属する組織、団体、社会、国家のルールに従って考え、行動する必要があるが、それらのルールの全てをあらかじめ覚えておくことは不可能である。したがって、与えられたルールを理解し、自分なりに解釈する必要がある。法学部はそのための基礎能力を養うことが求められている。常日頃から六法を携帯し、該当する条文にいきなり近づくことができるかのトレーニングを欠かすことは出来ない。学生は、自分自身の六法に授業時には、その読み方・意味・用語法を書き込むことによって、自分なりのガイドブックとして完成させることが必要となるが、作製したガイドブックに頼るだけでは新しい事象に対応する能力を身につけることができない。目の前にあるまっさらな貸与六法から必要とされるルール(法律の条文)を見つけ出し、授業で習得した基礎知識を前提として、そのルールの解釈を行い、問題となる事象に活用し、結論を導き出す能力を身につけることが要求されることを理解できるようになる。	S		
3)学部FD活動	平等な試験実施	101	学部において平等な試験実施が行われているか。	・「H24年度 学生:授業アンケート」(学部オプション設問の集計結果 六法関係) ・「H25年度 教員:貸与六法による試験実施状況アンケート」	・法学部で、貸与六法を導入したことに対する効果として、もう1つの側面がある。本学では現在、不正行為が非常に厳しくなり、不正行為と判断された場合、当該学期の試験期間において実施された全ての試験科目の単位を認定しないことになっている。不正行為として必ず問題になるのは、六法への書き込みである。以前の不正行為処分者にも、六法への書き込み記述が不正行為に当たるかどうか判断をしたケースもあった。不正行為として挙げられた対象者は少ないが、予備軍はかなりのと思われる。成績の厳格な評価と適正で平等な試験実施をする上で、学部として必要不可欠なものであり、法学部で試験時の六法を備え、貸出しをすることが適切であると判断し、貸与六法による試験を実施している。	S		
4)学部FD活動	厳格な成績評価	102	学部において教員の成績評価は厳格に行われているか。	・「法学部成績調査票」または「法学部成績調査回答一覧」	・法学部では、H23年秋季学期から、全学で実施している「※」評価以外の全成績(法学部開講主体科目に限る)について、成績調査対象とした。実施にあたっては、FD委員会で実施方法を検討し、従前のように学生と教員が直接交渉が出来ないシステムを作った。異議申し立てについては、全て文書(H24秋からシステム上)によるものとした。調査依頼のあった教員は、卒業のかかっている4年生からの依頼にはすぐ回答できるよう研究室等で待機し、速やかに回答をした。ほとんどの調査が評価変更することではなく、学生に対してなぜその評価になっているかが、明確にわかるような説明文書や資料の提出があり、回答を確認し、学生達も更なる異議申し立てができない状況となった。このシステムにより、教員は厳格な成績評価の実施ができるようになった。	S		
5)学生精神衛生問題	学生のメンタルケア	103	大学生活において、メンタルサポートを学部で実施しているか。	・新入生歓迎行事 法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/19179.html ・「法学部UPIテスト」 ・「法学部単位僅少者面接調査票」	・法学部では、新入生の大学での友達づくりの一助となるよう球技大会を実施している。約750名新入生が法学基礎演習のゼミごとにチームに分かれ、法学部長杯をかけてフットバレーボールを行う。この行事を通じて友達作りが出来るとも学生が健全で充実したキャンパスライフを送れるようなきっかけづくりをしている。 ・新入生に対しUPIテストの実施。生活環境も大きく変わり非常にストレスが多い時期であることから、法学部ではこのテストを実施し、この結果をもとに本人、保証人、大学の三者で情報を共有し、問題が生じた場合、解決策を検討する体制をとっている。 ・法学部では、春・秋の年2回単位僅少者面接を実施している。これらの学生に対して、教員が個別面談をする。学習についていけない場合や大学生活における問題点を本人から直接聞くことで、適切なアドバイスを4年間での卒業を促す。また、ここにおいてもメンタル面で問題を抱え、大学に不登校になっている学生などを発見することが出来る。教員だけではサポート出来ないため、学生相談室の利用等をすすめる適切な対応を講じるよう取り組んでいる。	S		

大学からの保証人への情報発信	学費支弁者である保証人への情報提供	104	保証人に大学の情報を十分伝えられているか。	・「14メール」発信情報	・本学では、学費支弁者である保証人に対し、年に2回学生の成績表を送付している。これによる保護者からの相談に電話で対応することや父母会としての雨水懇談会を全国規模で実施し、直接保証人の方々に大学の現状説明、個別面談をすることで学生の学業状況等を説明している。 ・法学部では昨年度より保護者向け「14(トロー)」メールを配信し、大学または学部からの様々な情報を保証人の方々に提供している。学生に対しては、学内システムを使い情報発信が出来るが、学生だけではなく保証人の方々にも必要な情報を発信することで、大学の様子や学部の取り組みを知っていただくとともに学生サポートをさせていただく目的もある。また、一人暮らしの学生の大学での様子などもこのメルマガを通じて、知っていただくことが可能となる。	S		
	様々な学部行事	105	学部で実施している様々な行事が、学士課程教育の構築の学位授与方針に沿っているか	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・『法学部 履修要覧』P.15~17	・法学部では各種行事を実施している①無料法律相談:社会一般の要請にこたえ、日ごろの研究を活かし、身近に起こる法律相談をする。相談には、教員があたっているが、学生はそれを補佐する。具体的な日常の法律問題をとおし、生きた法律知識を身につけることが出来る。②法学部長杯争奪法律討論会:全法学部生が同一のテーマで研究発表をし、意見を交換することによってリーガルマインドを培うことを趣旨とする。討論会では、立論者の発表内容に対し学生が自由に質問する。討論終了後、立論、質問の部に分け表彰が行われる。③ゼミ発表会:法学部では、少人数での教育を重視している。ゼミ教育にも力を入れており日頃のゼミ活動の研究成果を下級生にわかりやすくプレゼンするのを競い合う。④模擬裁判:学生によって再現される法廷劇である。簡略化する部分はあるものの、手続き等は実際の裁判とほぼ同様のものを再現している。この模擬裁判は、日ごろ裁判に接する機会の少ない一般の方々に、日本の司法制度を少しでも理解してもらうことを趣旨に大学祭期間に実施している。①～④は、通常の授業だけでは学ぶことのできない貴重な体験を伴うものである。問題解決能力、コミュニケーション能力、チームワーク、社会貢献の他、総合的な学習経験と創造的思考力も養われるものと考えられる。	S		

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 第2部法律学科

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、第2部法律学科において、「人材の養成に関する目的」を定めている。	A		
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的（教育基本法、学校教育法参照）と整合しているか。	・法学部、第2部法律学科の目的（ディプロマポリシー）： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科の目的は、リーガルマインドを身につけていることであり、かつ、社会の一員として豊かな法的素養及び自律性・協調性を有し、世の中に貢献できる人材を輩出することです。教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。 ＜教育基本法 第7条＞ 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 ＜学校教育法 第83条＞ 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	A		
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」、「大学の理念」 ・法学部、第2部法律学科の目的	・第2部法律学科の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。 建学の精神：「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」 東洋大学の教育理念：【自分の哲学を持つ】多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学（人生観・世界観）を持つ人間を育成する。 【本質に迫って深く考える】先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考える人間を育成する。 【主体的に社会の課題に取り組む】社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築いていける人間を育成する。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	・『法学部 履修要覧』P.60 ・シラバス 2013年度（ToyoNet-G掲載） ・法学部HP： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・「卒業時アンケート結果」	・第2部法律学科の目的は、これまで、各年度の履修要覧や自己点検・評価報告書内へ記載、ホームページ上での公開を基本としてきた。 実績や資源からみた理念・目的の適切性は、たとえば哲学教育において、担当専任教員が中心となり建学の精神にも示された哲学教育を通じた人材育成科目を2012カリから1年次必修科目として配当し、取り組んでいる。2012年度カリキュラム対象学生ではないが、昨年度の卒業時アンケートでは、「4年間を通じて哲学的な思考を身につけることができましたか」、「大学の建学の精神を知り、その内容を理解できましたか」という設問に対し、法学部の平均点は全11学部中トップである。その他国際化に関しては、「語学教育において、外国語によるコミュニケーション能力を身につけることができましたか」という問に対しては、全学部中2番目。グローバル人材の育成に関しては、「論理的思考力、問題解決能力を身につけることができましたか」という設問に対しては、両者とも全学部トップのアンケート結果であり、適切なものである。	A		
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。	・法学部、第2部法律学科の目的 ディプロマポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科の目的は、中央教育審議会の答申の機能別分化論における、「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能」を踏まえて、学部、各学科の個性・特色を打ち出し設定されている。 ＜我が国の高等教育の将来像（答申）＞ 高等教育機関のうち、大学は、全体として 1.世界的研究・教育拠点 2.高度専門職業人養成 3.幅広い職業人養成 4.総合的教養教育 5.特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究 6.地域の生涯学習機会の拠点 7.社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等の各種の機能を併有する。	A		

2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『法学部 履修要覧』 p.1、60 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科の目的を、各年度の『履修要覧』へ記載、ホームページ上で公開し、学生および教職員に公表している。 ・法学部、第2部法律学科の目的、教育目標は、ホームページに記載している。	A		
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	・「新入生アンケート結果」 ・「卒業生アンケート結果」(所属学部・学科の教育目標を理解し、達成できましたか)	・新入生、卒業生アンケートの結果を教授会資料として全教員に配付するとともに、執行部会、FD委員会で毎年現状分析を行っている。	A		
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html http://www.toyo.ac.jp/site/elaw/	・法学部および第2部法律学科の目的は、ホームページに記載している。また、大学で掲げている「グローバル人材の育成」に向けた3つの柱を法学部で実現するために様々な取り組みを行っており、それらについては、学部HP上に掲載し社会へ公表している。また、7月に学部パンフレットを作成し、オープンキャンパス等で周知する。	A		
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・「新入生アンケート結果」 ・「卒業生アンケート結果」 ・「法学部カリキュラム委員会議事録」	新入生に対してアンケートを実施し、検証を行っている。また、カリキュラム改訂の検討を約2年前から例年始めており、各学科の教育目的を改めて検討し、カリキュラム編成を行っている。	A		

(3)教員・教員組織

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部の全専任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・「法学部 カリキュラム検討委員会議事録」 ・「法学部教授会議事録」 ・「法学部語学委員会議事録」 ・「法学部英語委員会議事録」 ・「就職対策委員会議事録」	・学部カリキュラム委員会が、教育課程に関わる業務全般、主に次年度項目「時間割編成方針」「開講コース数策定」「語学等クラス分け」「ゼミ選抜」等の検討、調整、確定を行い、連携・調整を図っている。また、この他にも「各語学教育目標」の検討をする語学委員会さらに英語委員会による「英語教育目標」の検討。また就職対策委員会内でインターンシップ(「学部インターンシップ」、「国際インターンシップ」)の検討をし、内容によっては教授会報告を行っている。	A		
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において明確な基準作りを検討しているが、学部としては現在定まっていない。	C	執行部会が全体の方向性を示して、人事構想委員会を中心に検討する。	H25.12月まで
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人数員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	・契約制外国人数員の定数は2名と定めており、契約期間は1年とし、4年間を限度として継続雇用できるとしている。任期制の助教は4年間を限度とする雇用であるが、定数はない。また、非常勤講師については、契約期間は1年としている。個性、特色を発揮するための方針については、全学方針などと併せ検討している。	B		

2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※ 18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・平成25年度 教員組織(大学基礎データ表2) ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」	・第2部法律学科には教員枠がない。	A		
		※ 19	学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。	・平成25年度 教員組織(大学基礎データ表2)	・法律学科では、25名の教員のうち11名が教授。法律学科については、半数に至っていない(2部法律学科所属教員はいない)。	C	業績・教歴等が教授となる要件を満たした者には昇進を勧めている。	速やかにおこなう
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・平成25年度 教員年齢構成表	学部として・～30歳:3.8%、・31～40歳:18.9%、・41～50歳:37.7%、・51～60歳:24.5%、・61歳～:15.1% 学部としての教員の年齢構成は、前述の通りである。41歳～50歳の年齢分布がやや多いが、募集段階から、大学院授業を担当できることが条件として採用している場合も多く、この年齢層が自ずと増加する。また、採用に当たっては、すべて公募とし応募者の教育・研究業績、面接、模擬授業を重視し、最適な人選をしている。	A		
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・「法学部教授会議事録」	法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。	C	項目16で定められた方針にそって組織編成がなされているか検証する。人事構想・将来構想委員会を中心に検討する。	H25.12月まで
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。	A		
3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部全専任教員に周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・「法学部教員資格審査委員会資料」綴 ・「法学部教授会議事録」	・教員の採用、昇格は、規程に従って厳格に行われている。	A		

4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』P.137-177. 「法学部教授会議事録」 「法学部FD委員会議事録」 「法学部FD学習報告者レジメ」	・学部自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『法学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。資質向上のための施策としてFD学習会を定期的に開催している。 FD学習会：法学部では、FD活動の一環として、半期に数回程度FD学習会を開催(2012年6月5日：2名 TA/SA制度の概要とその活用例。2012年7月3日：2名 講義『憲法』のスタイル、英語の自主学習に役立つITツール。2012年11月6日：1名 全学授業アンケートについて。2013年3月13日：2名 東洋大学での1年を振り返って～東京の学生気質の雑感～、1年を振り返って～初年度における反省と課題～。2013年6月4日：2名 会話のフランス語、教養のフランス語—東洋大学法学部1・2年生のためのフランス語教育、これまでの講義の雑感と分析。2013年6月4日：2名 東洋大学法学部における中国語教育について、専門選択科目の授業に関する雑感および課題。 報告者教員(毎回2名、できる限り教養科目と専門科目の教員の組み合わせ)がそれぞれの授業への取り組みについて報告し、参加者全員で討論。報告者、テーマについては各回ごとに様々。新任教員および昇格者を優先して報告。 新任者：すでに公募段階で教育への抱負に関する書類の提出を求めているが、実際に授業が始まってからの感想や授業の工夫等について報告。 昇格者：東洋大学でのこれまでの経験を踏まえ、今後どのような取り組みを計画しているかについて報告。 大学での教育活動においては、他の教員の取り組みを知る機会は決して多くないが、このFD学習会を通じて他の教員の取り組みを知ることにより自らの参考とすることができ、さらには討論を通じてこれまでの自己の取り組みについて他の教員からの意見を得ることができることから、毎回活発な議論が行われている。	A		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	「法学部教授会議事録」 『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 「法学部教員資格審査委員会規程」 「東洋大学教員資格審査委員会規程」 - 東洋大学研究者データベース 「法学部教員カルテ」 「授業評価アンケート結果」 『学生生活ハンドブック』	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。	A		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。	「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」	・第2部法律学科において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めている。	A		
		※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・第2部法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科においてディプロマ・ポリシーを定めている。	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・第2部法律学科 教育目標： http://www.toyo.ac.jp/site/elaw/ ・第2部法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	第2部法律学科の教育目標は、世の中で起きているさまざまな問題を素材に、法についての知識と理解を深め、リーガル・マインド（法的な観点からものごとを論理的に判断し対応できる能力）を培い、バランス感覚の優れた柔軟な思考で幅広い分野で活躍できる人材の養成を教育目標とします。法律学科（イブニングコース）のディプロマ・ポリシーは、公法、私法を幅広くカバーし、いわゆる六法及びその法的関連科目に関する専門知識を習得し、社会における数々の法的な紛争に対してその論点を的確に把握して、法に基づいて公平で正義にかなった解決ができ得る法的素養、すなわちリーガルマインドを身につけていることであり、かつ、社会の一員として豊かな法的素養及び自律性・協調性を有し、世の中に貢献できる人材を輩出することです。リーガルマインドを身につけかつ、社会の一員として豊かな法的素養及び自律性・協調性を有し、世の中に貢献できる人材の養成という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。	A		
	修得すべき学習成果の明示	30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	・第2部法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科のディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。	A		

2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・第2部法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科において、カリキュラム・ポリシーが定められている。	A		
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・第2部法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・第2部法律学科 教育目標： http://www.toyo.ac.jp/site/elaw/ ・第2部法律学科 ディプロマ・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科において、カリキュラム・ポリシーは、法を学び、リーガルマインドを身につけた学生が、国際化社会において期待される役割を果たせることを目標にしています。すなわち、コミュニケーション能力を身につけ、対立する利益・価値観に謙虚に耳を傾け理解できること、一方に偏らないバランス感覚を有すること、公正さと客観性を備えた基準に基づき判断を示せること、です。こうした能力の開発・涵養のためにカリキュラム・ポリシーは、(1)コミュニケーション能力の重視、(2)基礎理論・原理の徹底、(3)法の相互関係の理解、(4)現実・実務に役立つ法運用、です。そして、実務法学家を目指す社会人にも広く門戸を開放し、その需要にこたえるべく、公法・私法を幅広くカバーしながら、(1)導入教育による法学の基礎の徹底、(2)実体法と手続法の融合的な理解、(3)社会の実態に即した法適用、をカリキュラムにおいて展開していきます。「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合している。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	・第2部法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	・第2部法律学科において、専門科目72単位以上、必修、選択必修、選択科目の区別を明確にし、一般教養的科目28単位以上、そのうち語学10単位を卒業要件とし、リーガルマインド、国際化というカリキュラム・ポリシーに基づくものとなっている。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』P.60	・第2部法律学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、履修要覧・ホームページで公開している。	A	学生には初年度のオリエンテーション及び哲学等の基礎科目において、周知する。また、毎年、第一回目の教授会において学部長が周知をおこなう慣習を確立する	
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・	・第2部法律学科のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、ホームページで公開している。	A		
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・「法学部教授会議事録」 ・「法学部カリキュラム検討委員会議事録」	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、執行部会、カリキュラム検討委員会においてカリキュラム編成時に随時検証を行っている。	A		

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	必修科目・選択必修科目についてはすべて開講している。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	第2部法律学科においての学びは、社会生活の基本的なルールである法あるいは法制度の在り方、内容を体系的に研究し、教育することを目的としている。第2部法律学科においても第1部法律学科とほとんど変わらない科目を配置している。1年次は、法学へのイントロダクションとして、必修科目ではないが、「法学入門」、「法学基礎演習」を開講しており、多くの1年生が受講している。また、法律の基礎として「憲法」、「民法Ⅰ」を必修科目として配置している。選択科目については、基本六法科目を配置し、選択科目では発展的な科目に加え経済・経営系科目も開講し社会人学生を含めた様々なニーズに対応できるカリキュラム編成となっている。基礎科目から応用科目へと理解がスムーズに進むように、学年ごとに科目を配置している。また、各科目がどの分野に属するのか明確にしている。	A		
	教養教育・専門教育の位置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	基盤教育(一般的教養科目)と専門科目とを教育課程表を別にし説明している。	A		
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・第2部法律学科 カリキュラム・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	リーガルマインド、国際化といったカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。専門科目において、総則から各則、基礎科目から発展科目を履修させる学問体系に沿った課程である。	A		
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65 ・該当科目 シラバス 2013年度 (ToyoNet-G掲載)「インターンシップ」「情報化社会と法」	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、共通教養科目(一般教養的科目)および外国語教育で対応し、「汎用的技能」については、各学年に設定した演習科目で対応し、「態度・志向性」については、哲学教育、インターンシップの導入で対応している。「倫理観」については「情報化社会と法」で対応している。	A		
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	法学入門・法学基礎演習を1年次の必修科目として専門科目の導入を図ると同時に、1年次の専門科目である憲法と民法において、春学期について導入・入門的な講義内容を心がけるように申し合わせている。高大連携については、入学事前指導を実施している。	A		

「教育方法」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	・第2部法律学科 教育目標: http://www.toyo.ac.jp/site/elaw/ ・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	予習・復習の上聴講することで効果が期待できる専門基礎科目を講義に、議論・討論により理解が深まる科目として専門演習、法学演習、法学基礎演習を、実技としてスポーツ健康科学実技、を適切に設置している。	S		
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	2012年度入学生よりセメスタ制を導入し、1年次以上半期24単位、年間48単位の上限を設定している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	・ToyoNet-Ace利用のしおり ・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)	講義科目については、必修科目は受講者数約200名を基準に増コースの開講を検討する。更にこうした多人数クラスにおいては、パワーポイント、ToyoNet-Ace等のシステムを利用し、学生にはリアクション・ペーパーを記入させ、授業への参加の意識を高める工夫を行っている。学生の主体的参加を促すため演習科目については1年次から4年次まで履修可能としている。	A		
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	・第2部法律学科 カリキュラム・ポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	国際社会においてコミュニケーション能力の育成のため、少人数での外国語教育を行っている。	A		
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)	全学統一フォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標、各回の授業内容が具体的に記載されている。	A		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	・「2012年度秋学期 授業評価アンケート集計結果」	学生に対する授業アンケート学部別結果によれば、シラバスに則した内容の授業が行われた(93.3%)。	A		
	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)	シラバスに成績評価の方法・基準は明示されている。	A		

3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	講義・演習科目は毎週1時間15週、外国語科目は毎週2時間15週、実技・実習は毎週3時間115週をもってそれぞれ1単位とし、大学設置基準に従い適切に設定されている。	A		
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・『白山キャンパス学年暦 2013』	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されている。	A		
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	・編入学、転入学入学試験要項「既修得単位の取り扱いについて」 ・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	編入学・転入学に関わる単位の認定にあたっては、「学部単位認定の申し合わせ」に従い、カリキュラム委員会において原案を作成し、教授会にて審議して決定している。また、交換留学等で海外の大学において修得した単位については、学部に委員会で内容を確認し、「長期留学プログラム」または「短期留学プログラム」で単位認定を行っている。	A		
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・法学部FD委員会議事録 ・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	FD委員会が年数回開催され、年数回のFD学習会ではさまざまな取り組みを担当教員に発表してもらい、それを参加者全員で討論し、授業改善に役立てている(3.教員・教育組織25参照)。	S		
		54	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的に実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかにしているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	FD学習会は定期的に開かれ、その内容をそれぞれの教員が取り入れ、学生アンケートの結果も踏まえたうえで教員カルテを作成し、年次報告書に記載している。	A		

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』P.25～109授業アンケート結果、教員カルテ掲載。	授業評価アンケートを学期ごとに実施し、学生の学習効果を測定するとともに、その結果に対する改善方策を各教員が教員カルテ(「教員カルテ」の記載内容は、以下のとおりである。(1)教育方針・方式の提示(どのような方針に基づいて、どのような授業を行っているのかを明確に示し、その際、担当の授業により学生にどのようなこと(知識・能力)を身につけて欲しいのかを明らかにする)、(2)当該年度の回顧(現状の分析把握)((1)で示した方針に基づいて行われた授業により、どのような成果が得られたのか、学生は授業をどのように受け止めたのか、ということをアンケートで得られた結果を具体的な数値を示しながら自己分析・自己評価する)、(3)改善の方針((2)で示した分析結果を基に、翌年度(以降)はどのような授業を行うのかを、理念とともに具体的方法として提示する)、(4)学部全体への提言(その他、授業を改善するために、個人の取り組みだけでなく、法学部全体で取り組むことによって、より成果が上がると思われるものがある場合には、学部で共有すべき財産として提言する)。として作成し、年次報告書に掲載し、教職員に配付している。また、法学校定、TOEICなど学外での客観的な数値を教授会で報告している。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。	・「卒業時アンケート結果」 ・「大学の教育力に関するアンケート」	卒業時アンケートを実施している。 また、全学で2012年9月に特定非営利法人21世紀大学経営協会による「大学の教育力に関するアンケート」設問を用いて、東洋大学の教育力を把握、2006年調査との時系列変化、ベンチマーク対象大学群との比較分析を実施することで、今後のカリキュラムやFDなどの改善へとつなげる目的で、1999年3月～2010年3月までの12年間の卒業生を対象にアンケートを実施した。	A		
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・『法学部 履修要覧』第2部法律学科教育課程表P.64・65	履修要覧の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。	A		
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・第2部法律学科 ディプロマ・ポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部 履修要覧』第2部法律学科卒業要件P.67	卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。	A		

(5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・第2部法律学科 アドミッション・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A		
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・第2部法律学科 アドミッション・ポリシー： http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html	・第2部法律学科に入学してほしい学生に対して求める人物像及び教育目標は以下の通りです。 まず、東洋大学の創立者である井上円了博士の「諸学の基礎は哲学にあり」とする建学の精神を理解してくれる学生であることです。より具体的には(1)多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持ち、(2)先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考え、(3)社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築くことを目指す人間であることです。 次に、法学部の教育目標は、建学の精神をベースにして「リーガルマインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を備え、かつ「グローバル化する世界に対応し実践的な語学能力を兼ね備えた人材の育成」です。この目標の達成に向けて基礎的な学習能力を備え、かつ意欲の旺盛で積極的な学生であることです。 法律学科(イブニングコース)において入学してほしい学生像は、第1部法律学科のそれと基本的に異なるものではありませんが、講義が夕方からの時間帯であるということと職業を持った社会人学生等の入学もあるため、法学および外国語の学習に強い意欲を有している学生である必要があります。第2部法律学科のアドミッション・ポリシーは、第2部法律学科の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等により知りうる状態にしているか。	・大学HP： http://www.toyo.ac.jp/law/policy.j.html	・第2部法律学科のアドミッション・ポリシーは、全学のホームページにおいて公開している。	A		

2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・各入試方式とも、募集人員、選考方法を、『入試システムガイド 2013』、『入試NAVI 2014(5/22完成)』、『受験生配布法学部パンフレット(7月完成)』、『大学受験イベント』にて受験生に明示している。 ・オープンキャンパスでの個別相談会で法学部教員が対応している。	A		
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』 ・大学HP: http://www.toyo.ac.jp/law/policy.j.html	・一般入試では、「センター試験」、「東洋大学出題」で「高校までの基礎学力を身に付けた者をマークシート方式による試験で選抜」しており、推薦入試では、「本学科を第1志望として入学を志す者を対象に」という方針に則り、「書類選考、面接、小論文」を受験科目」としている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	64	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・「全学入試委員会規程」 ・「法学部 教授会規程」 ・「法学部 入試委員会議事録」 ・「法学部教授会議事録」	・全学入試委員会、学部教授会、学部入試委員会が連携して、学生募集、選抜を実施している。 ・学部の各種入試実施体制については教授会審議事項としている。	A		
		※ 65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・2013年度入試種別募集人員・受入予定数・実績 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』	・第2部法律学科の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。 ・学部執行部会で2倍にならないように策定を行っている。	A		
		66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・第2部法律学科 アドミッション・ポリシー: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『入試システムガイド 2013』 ・『入試NAVI 2014(5/22完成)』 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/nyushi/learning/evening/faculty/elaw/policy.html ・入試HP: http://www.toyo.ac.jp/nyushi/admission/examlitra/rec-spe.html	・入試方式や募集人員、選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。 ①社会人特別選抜入試を実施している。アドミッションポリシーにより社会人学生へ門戸を広げている。 ②「独立自活支援」推薦入試の新設(H26年度入試 全学実施)。創設者井上円了博士の建学の精神に基づき「余資なきもの、余暇なきもの」へ教育の機会を与えるために平成26年度入試より導入される。	A		

3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学、社会福祉学科、文学部教育学科	・2013年度入試種別募集人員・受入予定数・実績	・第2部法律学科:H25-1.13、H24-0.98、H23-0.98、H22-1.02、H21-1.1(平均1.04)。	A		
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学、社会福祉学科、文学部教育学科	・法学部・第2部法律学科の学生定員および在籍学生数	・第2部法律学科:1.04	A		
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。	・法学部・第2部法律学科の学生定員および在籍学生数	・編入学定員は定めていない。編入学入試は、欠員補充を目的に、若干名として行っており、0～2名までと、少数の学生の受け入れに止めている。 ・第2部法律学科:H25-2人、H24-1人(3年)、H23-0人、H22-1人(3年)、H21-1人(3年)	A		
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・「法学部 入試委員会議事録」 ・「法学部 教授会議事録」	・学部入試委員会において、毎年度、前年度の入学者数策定の分析を行い、教授会に報告している。	A		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・「法学部入試委員会 議事録」 ・「法学部新入生アンケート結果」 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/policy.html ・『法学部パンフレット』	・アドミッション・ポリシーの適切性について、法学部入試委員会において、定期的な検証・検討を行っている。	A		
		72	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・「全学 入試委員会議事録」 ・「法学部 入試委員会議事録」	・全学入試委員会および法学部入試委員会において、毎年度、各入試方式の募集定員、選抜方法の検証・検討を行っている。 ・法学部では、例年、外部の受験分析の専門家によるアドバイスを得ている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/21314.html	2013年度カリキュラムより法学部独自の1年次必修科目として「井上円了と建学の精神」を開講している。本学の教育理念「自分の哲学をもつ」「本質に迫って深く考える」「主体的に社会の課題に取り組む」は、東洋大学の前身、哲学館を創立した井上円了の建学の精神「諸学の基礎は哲学にある」「独立自活」「知徳兼全」に基づいている。これらを講義中に学ぶことに加え、創立者井上円了によって「教育的、倫理的、哲学的精神修養」の場として明治36(1903)年に創設された「中野区立哲学堂公園」の見学会も実施し、授業の内容を更に深めている。	S		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・「ロンドン大学ユニヴァーシティ・コレッジ・ロンドン校心理学・言語科学部ロンドン大学と法学部主催短期留学プログラムの協定締結」 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・「シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載)」	・基盤教育(一般教養的科目)では英語及び初習外国語も配置することで多角的な異文化理解のための視点を涵養し国際化教育の充実を図っている。2013年度からは短期留学プログラムに法学部独自の海外語学研修を加えるなどして、教育内容に実践性を持たせることも重視している。また、全学で実施している短期語学セミナー、交換留学において修得した単位については、学部において短期留学プログラム、長期留学プログラムⅠ/Ⅱとして卒業単位に認定している。さらに、 ・法学部では、授業とは異なるアプローチで、英語を使えるようになる場として、Friday English Lunchを実施している。シラバスに基づいて教員が主導する正課授業に加え、学生がより自発的にネイティブスピーカーとコミュニケーションできる正課外の実践機会を設け、学生の主体的な学習への取組を促し、英語教育の実効性を高める。昼食を取りながら交換留学生とコミュニケーションを図るとともに、交換留学生による週に1度の英語によるブログを配信している。	S		
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス 2013年度(ToyoNet-G掲載) ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/	・法学部では、キャリア教育の一環として、学部科目(1部開講科目であるが、2部の学生が受講できるように1・2部相互聴講科目としている)①公務員基礎法②公共政策と法(公務員対策)③総合憲法(公務員対策)④特殊講義ⅠA(法学検定対策)⑤特殊講義ⅠB(就職対策)⑥特殊講義ⅠD(土地家屋調査士 寄附講座)を開講し、公務員試験対策、就職試験対策、各種資格取得対策を正課授業で講じている。またこれに加えて課外講座、昼休み個人面談等、学部独自の就職支援行事も実施している。また、正課授業における外部講師の講演も積極的に取り入れている。講義で修得した内容と社会で実際活躍をされている方々の講演を併せて聞くことにより、学習意欲を向上させている。	S		
2)学部FD活動	これからの目指すべき社会像と求められる能力の養成および求められる学士課程教育の質的転換	100	答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の養成と法学部生としての質的転換	・「H24年度 学生:授業アンケート」(学部オプショナル設問の集計結果 六法関係) ・「H24年度 教員:貸与六法による試験実施状況アンケート」	・法学部では、専門科目の試験時に学生各自の六法ではなく大学から六法を貸与し、試験実施をしている。これは、法学部の第1教育目標である、建学の精神をベースにして「リーガルマインドー法的思考能力(市民・職業人に必須の素養ー論理的な思考方法と法的バランスのとれた総合的な認識・判断力・問題解決能力)」を身につけるという目標を達成するためである。社会人として活動するためには、その所属する組織、団体、社会、国家のルールに従って考え、行動する必要があるが、それらのルールの全てをあらかじめ覚えておくことは不可能である。したがって、与えられたルールを理解し、自分なりに解釈する必要がある。法学部はそのための基礎能力を養うことが求められている。常日頃から六法を携帯し、該当する条文にいちいち近づくことができるかのトレーニングを欠かすことは出来ない。学生は、自分自身の六法に授業時には、その読み方・意味・用語法を書き込むことによって、自分なりのガイドブックとして完成させることが必要となるが、作製したガイドブックに頼るだけでは新しい事象に対応する能力を身につけることができない。目の前にあるまっさらな貸与六法から必要とされるルール(法律の条文)を見つけ出し、授業で習得した基礎知識を前提として、そのルールの解釈を行い、問題となる事象に活用し、結論を導き出す能力を身につけることが要求されることを理解できるようになる。	S		

3)学部FD活動	平等な試験実施	101	学部において平等な試験実施が行われているか。	・「H24年度 学生：授業アンケート」(学部オプシオン設問の集計結果 六法関係) ・「H25年度 教員：貸与六法による試験実施状況アンケート」	・法学部で、貸与六法を導入したことに対する効果として、もう1つの側面がある。本学では現在、不正行為が非常に厳しくなり、不正行為と判断された場合、当該学期の試験期間において実施された全ての試験科目の単位を認定しないことになっている。不正行為として必ず問題になるのは、六法への書き込みである。以前の不正行為処分者にも、六法への書き込み記述が不正行為に当たるかどうか判断をしたケースもあった。不正行為として挙げられた対象者は少ないが、予備軍はかなりのと思われる。成績の厳格な評価と適正で平等な試験実施をする上で、学部として必要不可欠なものであり、法学部で試験時の六法を備え、貸出しをすることが適切であると判断し、貸与六法による試験を実施している。	S		
4)学部FD活動	厳格な成績評価	102	学部において教員の成績評価は厳格に行われているか。	・「法学部成績調査票」または「法学部成績調査回答一覧」	・法学部では、H23年秋季学期から、全学で実施している「＊」評価以外の全成績(法学部開講主体科目に限る)について、成績調査対象とした。実施にあたっては、FD委員会で実施方法を検討し、従前のように学生と教員が直接交渉が出来ないシステムを作った。異議申し立てについては、全て文書(H24秋からシステム上)によるものとした。調査依頼のあった教員は、卒業のかかっている4年生からの依頼にはすぐ回答できるよう研究室等で待機し、速やかに回答をした。ほとんどの調査が評価変更することではなく、学生に対してなぜその評価になっているかが、明確にわかるような説明文書や資料の提出があり、回答を確認し、学生達も更なる異議申し立てができない状況となった。このシステムにより、教員は厳格な成績評価の実施ができるようになった。	S		
5)学生精神衛生問題	学生のメンタルケア	103	大学生活において、メンタルサポートを学部で実施しているか。	・新入生歓迎行事 法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/19179.html ・「法学部UPIテスト」 ・「法学部単位僅少者面接調査票」	・法学部では、新入生の大学での友達づくりの一助となるよう球技大会を実施している。約750名新入生が法学基礎演習のゼミごとにチームに分かれ法学部長杯をかけてソフトバレーボールを行う。この行事を通じて友達を作りが出来ることも学生が健全で充実したキャンパスライフを送れるようなきっかけづくりをしている。 ・新入生に対しUPIテストの実施。生活環境も大きく変わり非常にストレスが多い時期であることから、法学部ではこのテストを実施し、この結果をもとに本人、保証人、大学の三者で情報を共有し、問題が生じた場合、解決策を検討する体制をとっている。 ・法学部では、春・秋の年2回単位僅少者面接を実施している。これらの学生に対して、教員が個別面談をする。学習についていけない場合や大学生活における問題点を本人から直接聞くことで、適切なアドバイスをし4年間での卒業を促す。また、ここにおいてもメンタル面で問題を抱え、大学に不登校になっている学生などを発見することが出来る。教員だけではサポート出来ないため、学生相談室の利用等をすすめる適切な対応を講じるよう取り組んでいる。	S		
大学からの保証人への情報発信	学費支弁者である保証人への情報提供	104	保証人に大学の情報を十分伝えられているか。	・「14メール」発信情報	・本学では、学費支弁者である保証人に対し、年に2回学生の成績表を送付している。これによる保護者からの相談に電話で対応することや父母会としての雨水懇談会を全国規模で実施し、直接保証人の方々に大学の現状説明、個別面談をすることで学生の学業状況等を説明している。 ・法学部では昨年度より保護者向け「14(トリーヨ)メール」を配信し、大学または学部からの様々な情報を保証人の方々に提供している。学生に対しては、学内システムを使い情報発信が出来るが、学生だけではなく保証人の方々に必要な情報を発信することで、大学の様子や学部の取り組みを知っていただくとともに学生サポートをしていただく目的もある。また、一人暮らしの学生の大学での様子などもこのメルマガを通じて、知っていただくことが可能となる。	S		
	様々な学部行事	105	学部で実施している様々な行事が、学士課程教育の構築の学位授与方針に沿っているか	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 ・法学部HP: http://www.toyo.ac.jp/site/law/ ・『法学部 履修要覧』P.15-17	・法学部では各種行事を実施している①無料法律相談：社会一般の要請にこたえ、日ごろの研究を活かし、身近に起こる法律相談をする。相談には、教員があたっているが、学生はそれを補佐する。具体的な日常の法律問題をおし、生きた法律知識を身につけることが出来る。②法学部長杯争奪法律討論会：全法学部生が同一のテーマで研究発表をし、意見を交換することによってリーガルマインドを培うことを趣旨とする。討論会では、立論者の発表内容に対し学生が自由に質問する。討論終了後、立論、質問の部に分け表彰が行われる。③ゼミ発表会：法学部では、少人数での教育を重視している。ゼミ教育にも力を入れており日頃のゼミ活動の研究成果を下級生にわかりやすくプレゼンするかを競い合う。④模擬裁判：学生によって再現される法廷劇である。簡略化する部分はあるものの、手続き等は実際の裁判とほぼ同様のものを再現している。この模擬裁判は、日ごろ裁判に接する機会の少ない一般の方々に、日本の司法制度を少しでも理解してもらうことを趣旨に大学祭期間に実施している。⑤～④は、通常の授業だけでは学ぶことのできない貴重な体験を伴うものである。問題解決能力、コミュニケーション能力、チームワーク、社会貢献の他、総合的な学習経験と創造的思考力も養われるものと考えられる。	S		

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学部 法律学科 通信教育課程

(1)理念・目的

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」	・「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」に基づき、法学部および各学科（法律、企業法、2部法律）において、「人材の養成に関する目的」を定めており、通信教育は法律学科の教育課程なので、通学課程に準拠している。	A		
		2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的（教育基本法、学校教育法参照）と整合しているか。	・学部、各学科の目的（ディプロマポリシー）	・法学部および各学科（法律、企業法、2部法律）の目的は、リーガルマインドを身につけ、自律性や協調性を有して世の中に貢献できる人材を輩出することであり、教育基本法の「社会の発展に寄与する」及び学校教育法の「道徳的能力を展開」することと整合しており、高等教育機関として適切であるといえる。通信教育課程も法律学科の教育課程であり、通信教育に関する諸規定に準拠して運営されているので、適切であると言える。	A		
		3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」、「大学の理念」 ・学部、各学科の目的	・法学部および各学科（法律、企業法、2部法律）の目的は、建学の精神である「哲学」、「独立自活の精神」、「知徳兼全」を根本としており、また、法学部および各学科の目指すべき方向性や達成すべき成果を明らかにしている。通信教育課程も同様である。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html	法学部法律学科通信教育課程の目的は、ホームページ上での公開を基本としてきた。特に2012年度からのカリキュラムを法律学科第二部と共通化し、通信教育課程を通学課程の教育に合わせることで、通信教育という環境でも同じ目的を達成すべく取り組んでいる。	A		
	個性化への対応	5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。	・学部、各学科の目的 法律学科、企業法学科のディプロマポリシー	法学部法律学科通信教育課程の目的は、その当初から学祖の理念に基づいており、それは中央教育審議会の答申にある「幅広い職業人養成」と、特に「社会貢献機能」と一致している。	A		
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態になっているか。	・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html	・ホームページに記載して、周知している。	A		
		7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	通信教育部のTAによる業務報告書および質問等への回答	・法学部法律学科通信教育過程では、定期的な検証に代わって常時TAが通信学生からの質問や問い合わせを受け付けており、それに基づいて通信教育委員会および各教授会ならびに『東洋通信』を通して教員・学生に対する注意や必要事項を伝達している。	A		
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態になっているか。	・大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html	・法学部法律学科通信教育課程の目的は、ホームページに記載している。	A		
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	通信教育委員会議事録及び資料	学部・学科の目的は通学課程と同一であることが基本となっているが、通信教育独自の事項については、通信教育委員会において検証している。	A		

(3)教員・教員組織

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「東洋大学教員資格審査基準」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	・「東洋大学教員資格審査基準」の他、学部内で「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」を定め、教授会を通して学部の全専任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15	組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	法学部教授会議事録	通信教育委員会(全学委員会)とは別に、法学部内に通信教育委員会を設け、そこで原案の検討等を行っており、それを全学委員会及び教授会ならびに学部内関係委員会に打診して、連携性の有る体制を実質上とるようにしている。	B		
	教員構成の明確化	16	学科の目的を実現するために、教員組織の編制方針を明確にしているか。	法学部人事構想・将来構想委員会、法学部教授会議事録	通信教育課程の人事は、通学課程の人事に付随しているため、独自の決定はできない。しかし、通信課程での履修形態が数年を跨っている場合が多いため、教育内容及び教員の同一性の継続性を維持する方針で、担当教員を選任している。	B		
		17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人数員、任期制教員、非常勤講師などに関する方針を明確にしているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録	法学部の通信教育課程においては、原則として通学課程の専任教員をもって通信科目の担当に充てている。しかし、専任教員の負担増を考慮し、また担当適格者のいない場合には、非常勤講師をもって科目担当に充てている。但しその人事は最終的には通学課程の人事案件として処理される。	B		
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※18	学部、各学科に割り当てられた専任教員数(教員補充枠)を充足しているか。	・平成25年度 教員組織(大学基礎データ表2) ・学長宛文書「年度別法学部専任教員の補充について」	・5月1日現在、法律学科で2枠の未補充枠がある。	C	ただし、1枠の知的財産権法については、選考が進み7月教授会承認までは、終了している。	速やかにおこなう
		※19	学部、各学科において、専任教員数(助教除く)の半数は教授となっているか。	・平成25年度 教員組織(大学基礎データ表2)	・法律学科では、25名の教員のうち11名が教授、企業法学科では28名の教員のうち16名が教授である。法律学科については、半数に至っていない。	C	業績・教歴等が教授となる要件を満たした者には昇進を勧めている。	速やかにおこなう
		20	学部として、～30、31～40、41～50、51～60、61歳以上の各年代の比率が、著しく偏っていないか。	・「大学基礎データ」表A	学部として、～30歳:3.8%、・31～40歳:18.9%、・41～50歳:37.7%、・51～60歳:24.5%、・61歳～:15.1% 学部としての教員の年齢構成は、前述の通りである。41歳～50歳の年齢分布がやや多いが、募集段階から、大学院授業を担当できることが条件として採用している場合も多く、この年齢層が自ずと増加する。また、採用に当たっては、すべて公募とし応募者の教育・研究業績、面接、模擬授業を重視し、最適な人選をしている。	A		
		21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・法学部人事構想・将来構想委員会 ・法学部教授会議事録	通学課程に依拠しており、通信課程は独自の人事権を有していない。そのため法学専門科目の分野別教員定数・教員配置については、法学部人事構想・将来構想委員会において基準を検討している。	B		
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	通学課程に依拠している。通学課程では専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、学部教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。	A		

3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「東洋大学教員資格審査委員会規程」 ・「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」	通学課程に依拠している。通学課程では、「東洋大学教員資格審査委員会規程」の他、「法学部教員資格審査委員会の資格審査基準」に定め、教授会を通して学部の特任教員に周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・教員資格審査委員会資料綴 ・教授会議事録	通学課程に依拠している。通学課程では、教員の採用・昇格は、規程に従って厳格に行われている。	A		
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・『学部報告書 2012』p.137-177、 ・法学部教授会議事録 ・FD委員会議事録 ・FD学習会報告者レジメ	通学課程とほぼ同じである。通学課程では、学部の自己点検・活動の一環として、各教員の研究業績、教育実績、社会貢献活動等の一覧を、『学部年次報告書』に記載しているが、資質向上のための直接的な喚起には至っていない。また資質向上のための方策としてFD学習会を開催しており、通信課程としてはこのFD学習の成果などをスクーリングに反映させるように積極的に促している。	B		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・法学部教授会議事録 ・東洋法学 ・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』 ・学部教員資格審査委員会規程 ・東洋大学教員資格審査委員会規程 ・東洋大学研究者データベース	教員の教育研究活動等の評価を教育、研究、社会貢献、管理業務については、昇格審査にあたり審査資料としている。昇格審査以外の評価については、評価体制を構築する準備を進める。	B		

(4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	27	教育目標を明示しているか。		法学部および各学科(法律、企業法、2部法律)において「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」を定めており、通信教育課程もそれに準拠している。	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	※28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・学科 ディプロマ・ポリシー	ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページに公開している。	A		
		29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー	通信教育そのものが学祖の教えの体現であり、また「井上円了の教え」「リーガルマインド」「グローバル社会への対応」という点で教育目標とディプロマ・ポリシーは対応している。	A		
	修得すべき学習成果の明示	30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	・学科 ディプロマ・ポリシー	通信教育課程においても、通学課程と同様に、ディプロマ・ポリシーには、リーガルマインド、自律性、協調性等の修得すべき学習成果が明示されている。	A		

2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・学科 カリキュラム・ポリシー	カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページに公開している。	A		
		32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育目標 ・学科 ディプロマ・ポリシー	各学科(法律、企業法、2部法律)において、カリキュラム・ポリシーは、「リーガルマインドの修得」という点において教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しており、特に通信教育課程ではそれを実現するために2012年度カリキュラムを第二部と基本的に共通化した。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	・学科 カリキュラム・ポリシー ・学科 教育課程表	通信教育課程では、通学課程よりも多い専門科目82単位以上とし、それを必修・選択必修、選択の各科目群に分け、また共通総合科目を28単位以上としてカリキュラム・ポリシーに基づくものとしている。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	34	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	通信教育課程ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html	各ポリシーは法学部のホームページで公開しており、通信教育課程も同じである。ホームページのみの公開であり、有効性は不明である。	B		
	社会への公表方法	35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	通信教育課程ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html	各ポリシーはホームページで公開している。	A		
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	通信教育委員会議事録及び資料	教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について、通信教育委員会及び執行部会で随時検証を行っているが、定期的には行っていない。しかし、卒業論文の着手条件を従来の98単位以上取得から84単位以上取得へと変更した。これも当該検証の結果である。	B		

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』p13-19	必修科目についてはすべて開講している。選択科目については通学課程と比較して開講科目数は多くないが、これは通信教育課程という性質に基づいて、必要最小限の科目に絞り込んでいるからである。	S		
	順次性のある授業科目の体系的配置	38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』p13-19	基礎科目から応用科目へと理解がスムーズに進むように、学年ごとに科目を配置している。また、各科目がどの分野に属するのか明確にしている。	S		
	教養教育・専門教育の位置づけ	39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。	『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』p13-19	一般的教養科目(共通総合科目)と専門科目とを単位取得の上から区別、説明している。	A		
		40	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・学科 カリキュラム・ポリシー ・『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』p13-19	リーガルマインドを中心としたカリキュラム・ポリシーにそった教育課程である。ただし、通信教育課程の学生のほとんどが社会人であり、通学課程ほどにカリキュラム上の余裕が無いがメディア授業の導入等により一層の充実を図っている。	A		
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	学士課程教育に相応しい教育内容の提供	41	中教審答申における「学士力」等を踏まえ、学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているか。	学科 教育課程表 『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』p13-19	「学士力」に対応するため「知識・理解」については、一般教養的科目(共通総合科目)で対応し、「汎用的技能」及び「態度・志向性」並びに「倫理観」については、スクーリングで教育している。今後は、通年スクーリングにゼミナール(法学演習)を加えることも通学課程に対して申し込んでいる。	A		
	初年次教育・高大連携に配慮した教育内容	42	専門教育への導入に関する配慮(初年次教育、導入教育の実施等)を行っているか。	学科 教育課程表	通信学生の大半が社会人であることから、高大連携は現段階では該当しない。一方、初年次教育として、2012年度から「導入ゼミナール」(必修)を開講(メディア授業を含む)し、初年次教育用に『学習の手引』を作成して学生全員に配布している。また、レポート作成や卒論作成のためのガイダンスを定期的に開催している(年間に複数回)。	A		

「教育方法」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	教育目標、教育課程表、東洋通信	通信教育という形態上、通常は学生の自宅による学習が中心となる。そのために、テキストおよび参考書の指定、レポート課題に取り組む際の参考文献及び注意点の掲載、添削時のアドバイスをなどを行っている。またスクーリングについては、初学者用の必修科目として導入セミナーを2012年度から開始し、また講義科目でも資料を配布したりOHPなどを使用するなど、それぞれに工夫を凝らしながら実施している。	A		
	履修科目登録の上限設定、学習指導の充実	※44	単位の実質化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか(最終年次、編入学学生等も含む)。	『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』	正科生の上限履修単位は40単位である。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	45	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』 シラバス	通信教育課程として、学生の主体的な参加を促す手段として、通学課程2部の授業を受講できる通年スクーリングを実施している。これをさらに充実させるため、通年スクーリングの上限単位数を増やすよう、学部へ働きかけている。また、レポートの中に質問欄を設けたり、通信教育事務局に直接質問等に来た場合は専門分野別のTAなどが対応できるようにしている。またスクーリングでは、学生に討論させたり、判例を調べさせ、報告させるなど、その様な形で積極的な参加を可能にする工夫が行われている。	A		
		46	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	カリキュラム・ポリシー、教育課程表、 『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』	学習成果の習得については、レポート提出(不合格ならば合格するまで提出)あるいはスクーリング及び単位認定試験を通して成果の習得に繋げている。また教育成果の集大成としての卒業論文を作成させることを通して、学習成果を結実させるような制度をとっている。	A		
2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	シラバス 2013年度版	通信教育課程用のフォーマットに従い、シラバスに、講義の目的・内容、到達目標及び注意点が記載されている。スクーリングに関しては、講義スケジュールの内容と受講するに際しての注意事項が記載されている。	S		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	48	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	スクーリングにおける質疑、TAなどの受けた問合せ	通信教育課程では定期的な授業アンケートは実施されていないが、各科目担当者の任意でスクーリングアンケートなどが行われており、それを基にして次のスクーリングの準備をしている。また通信教育課程では受講者の学歴・職歴・年齢等に大きな幅があるので、例えばスクーリングなどはその時の受講生に合わせた変更を行いながら実施されており、むしろ臨機応変に行われている。	S		

3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	履修要項2013年度版、ホームページ、シラバス	成績の評価基準は、各科目のシラバスに明示している。単位認定試験を受験する前に、レポートにすべて合格し、あるいはスクーリングと組み合わせて合格すること、第二に各科目ごとの単位認定試験に合格すること、当該試験の評価はS～Dで実施されている。	A		
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	教育課程表	当該基準に沿っている。	A		
		51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	履修要覧2013	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されている。	A		
	既修得単位認定の適切性	52	海外を含む他大学、短期大学、高等専門学校で修得した単位の認定、TOEIC等、または入学前の学習の単位認定を、適切な手続きに従って、合計60単位以下で行っているか(編入学者を除く)。	補助教材『東洋通信』単位認定に関する記事	単位の認定にあたっては、所定の読み換えによって学科長及び事務局で原案を作成し、通信教育委員会承認し、その後教授会にて審議して決定している。	A		
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	53	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	通信教育委員会において、通信教育の授業のあり方を検討し、平成24年より新しい授業形態であるメディア授業を始めるに至った。現在も、順次収録しており、次年度以降も継続する予定である。	A		
		54	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的の実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。	『東洋大学法学部年次報告書 2012年度』	通学課程で実施されているFD学習会や教員カルテの作成を通して、その成果を通信教育課程の、特にスクーリングで発揮するように促している。	A		

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	55	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	学習段階ごとに提出されるレポート及び採点表並びに担当教員からの講評(指導)	通信教育課程における学習成果は、レポート提出(不合格の場合は合格するまで提出する)およびスクーリングならびに小テストなどを通して、その向上が図られている。	B		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。	通信教育課程補助教材『東洋通信』アンケート結果	通信生のほぼすべてが既に就労者であるため、入学時のアンケートは実施しているが、卒業時のアンケートは現時点では実施していない。	B		
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	『通信教育課程 履修要覧 2013年度入学生用』、『東洋通信』	履修要覧及び定期的に発行している東洋通信の中で卒業要件についてわかりやすく説明し、各ガイダンスにおいて周知徹底を図っている。	A		
		58	ディプロマ・ポリシーと卒業要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・ディプロマ・ポリシー ・卒業要件	卒業要件は、ディプロマ・ポリシーと整合し、適切に学位授与を行っている。	A		

(5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	通信教育課程募集要項 アドミッションポリシー ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html#two	アドミッションポリシーを定めている。	A		
		60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	通信教育課程募集要項 アドミッションポリシー ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html#two	アドミッション・ポリシーは、通学課程と同様に通信教育の目的、教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容、水準等が明示されている。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	通信教育課程募集要項 アドミッションポリシー ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html#two	通信教育課程のアドミッション・ポリシーは、『募集要項』およびホームページにおいて公開している。	A		
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	62	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	通信教育課程募集要項	通信教育課程の入学については、要項において明示している。	A		
		63	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	通信教育課程募集要項	通信教育課程への入学(編入学、再入学等を含む)は、学祖の理念を反映しているため、通学課程と同様の入試は実施しておらず、出願書類による選考を行っている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	64	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	通信教育部規程 ・「学部 教授会規程」 ・「通信教育委員会議事録」	通信教育課程では入学試験を実施しておらず、出願書類による選考を行っているため、適時判定委員会を開いて審議し、教授会で審議・承認を得ている	A		
		※65	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・「大学基礎データ 表3」	通信教育課程では、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。	A		
		66	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	アドミッション・ポリシー、通信教育課程募集要項 ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/tsukyo/29469.html#two	選考方法は、おおむねアドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		

3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※67	学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科	・「大学基礎データ 表3」	通信教育課程の過去5年間(H20～24年度)の入学定員に対する入学者比率は、平均して0.03である。現在、大学法学部で通信教育課程を設置しているのは7校(東洋、慶応、中央、法政、日大、創価、近畿)であるが、他校と比して本学部通信教育課程には際立った特徴がないことが入学者比率の低さの原因の一つであると考えられる。	C	平成24年度(2012年度)から、定額制料金制度及びそれに伴うスクーリング履修の拡大に着手し、受講生からは好評を得ているので、これを一層周知宣伝することで本学の特徴とする計画の考案が必要がある。	平成25年度(2013年度)に宣伝方法及び予算措置等を検討し、可能であれば実施する。
		※68	学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25(※実験・実習系の学科は1.20)の範囲となっているか。 ※実験・実習系:理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科	・「大学基礎データ 表4」	法律学科正課生274名、科目等履修生162名(2013年5月1日現在)であり、入学定員に対する入学者数比率は大幅に下回っている。本学部通信教育課程は、伝統的に教員免許取得を目指す者が多い。それゆえに、大学既卒者が教職科目だけの取得を目的に科目等履修生として登録していることが正課生と科目等履修生とのアンバランスの原因であると考えられる。そのため通信課程における収容定員に対する在籍学生数比率は0.11である。	C	平成25年度から、教員免許取得を目的とする者を、科目等履修生ではなく正課生として編入させるように働きかけている。これは教育実習への派遣に関して大学の責任(質の保障)という観点から、正課生という地位に基づいた自覚(東洋大学の学生という自覚)を促すという目的も含まれている。	平成25年度(2013年度)から実施
		※69	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7～1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。	・「大学基礎データ 表4」	通信教育課程は、編入学定員を定めておらず、また、「若干名」でも募集していない。そのため、入学定員1000名の範囲内で募集し、書類選考に合格した者が在籍している。特にこれまでは大学の卒業生が再教育の場として通信教育課程に再入学又は編入するという事態がほとんど発生していなかったため、あえて編入学者数を明示する必要がなかった。しかし近年の社会人教育や日進月歩の法律分野の再学習・教育という潮流を考慮すると、正科生及び科目等履修生などの制度を含めて編入学に関する制度を整備する必要がある。	C	近年、大学既卒者が教員免許取得のために入学を希望する傾向が出てきている。他大学他学部の卒業生、他大学法学部の卒業生、本学他学部の卒業生、本学法学部の卒業生、以上の4類型に分類され、再入学・編入の場合、前三者が多かった。最近では本学法学部既卒者の編入希望が出てきたので、諸規程を精査して、当該者の編入学が可能なることを再確認した。今後は、学内及びインターネット等を通じて、編入学の要件等について周知させ、それによって、既卒者(社会人)の再教育に努める。	平成25年度(2013年度)に周知方法を検討し、入学案内等に反映させていく。
	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	70	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	・「教授会議事録」	現在の通信教育制度は、すでに制度疲労を起こしており、今後は経過措置を含めてネット化、メディア化に移行し、通信教育課程専属の教職員の充実を図らなければ、他のライバル校(日大など)との差を埋めることが出来ないことは明らかである。50周年を機に、新制度への移行等に関する企画を検討している。	B		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		71	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	通信教育課程パンフレット、履修要項	アドミッション・ポリシーの適切性について、定期的な検証・検討は不十分である。これは上記(No.70)の制度改革に伴う点も多いことから、その進展に合わせた今後の定期的検証を計画している。	B		
		72	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	通信教育委員会資料	入学者の選考(年間5回)の過程で検討を行っている。	B		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	97	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	通信教育課程副教材『東洋通信』	哲学教育の一環として、哲学堂祭および学祖祭の案内を通信教育課程副教材『東洋通信』に掲載し、参加の機会を設けている。	B		
	国際化	98	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	教育課程表	英語科目を設定している。	C	次回カリキュラム改訂時に複数の外国語教育を行えるよう検討する。	平成27年度の次期カリキュラム検討時
	キャリア教育	99	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	大学院案内	通信教育課程の学生の多くは社会人であるため、積極的なキャリア教育は実施していない。税理士試験の科目免除や教員免許状(専修)の取得、研究者養成等を念頭に置き、通学課程の学生と同じ条件で通信教育課程の学生にも大学院法学研究科への学内推薦が可能な制度がある。	B		
2)学部・学科独自の評価項目①	(独自に設定してください)	100	(独自に設定してください)					
3)学部・学科独自の評価項目②	(独自に設定してください)	101	(独自に設定してください)					
4)学部・学科独自の評価項目③	(独自に設定してください)	102	(独自に設定してください)					
		103						
		104						
		105						